

## 第9章 福島原子力発電所事故への対応

### 第1節 農林水産部における放射能対策の概要

#### 1 福島第一原子力発電所事故の概要と放射線・放射能の測定への対応

東京電力（株）福島第一原子力発電所は、地震と大津波により、原子炉や燃料プールを冷却するのに必要な電源と装置の機能が失われ、炉心熔融や圧力容器が破損する事態となり、さらに原子炉建屋が水素爆発により損壊し大量の放射性物質が大気中に拡散され、広範囲に影響を及ぼすこととなった。

このため、厚生労働省では、食品衛生法の観点から都道府県知事等に対して暫定規制値を示し、これを上回る食品については食用に供されないよう対応を求めた（「放射能汚染された食品の取り扱いについて」平成23年3月17日付け食安発0317第3号通知）。

別紙

食安発0317第3号  
平成23年3月17日

都道府県知事  
各  
保健所設置市長  
特別区長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

放射能汚染された食品の取り扱いについて

平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出されたところである。  
このため、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする食品衛生法の観点から、当分の間、別添の原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることがないよう販売その他について十分処置されたい。  
なお、検査に当たっては、平成14年5月9日付け事務連絡「緊急時における食品の放射能測定マニュアルの送付について」を参照し、実施すること。

別添

○飲食物摂取制限に関する指標

核種	原子力施設等の防災対策に係る指針における 摂取制限に関する指標値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： <sup>131</sup> I)	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類 肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	100
	野菜類	
	穀類 肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種 ( <sup>238</sup> Pu, <sup>239</sup> Pu, <sup>240</sup> Pu, <sup>242</sup> Pu, <sup>241</sup> Am, <sup>242</sup> Cm, <sup>243</sup> Cm, <sup>244</sup> Cm 放射能濃度の 合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	10
	野菜類	
	穀物 肉・卵・魚・その他	

注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

食安発0323第1号  
平成23年3月23日

宮城県知事  
山形県知事  
埼玉県知事  
千葉県知事  
新潟県知事  
長野県知事

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農畜産物等の放射性物質検査について (依頼)

標記の件については、平成23年3月11日の福島第一原子力発電所の災害の発生を踏まえ、食品の安全性を確保する観点から、3月17日、食品衛生法に基づく暫定規制値を示したところである。  
その結果、3月21日までに、185件の検査が実施され、44件の暫定規制値を超える食品が発見されたことから、同日、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県の各知事に対し、別紙のとおり食品の出荷制限が指示されたところである。  
上記自治体に隣接する貴県においては、食品の放射性物質検査の実施が強く求められていることから、管内で生産される農畜産物等について、上記自治体と同等の放射性物質検査を実施されたい。  
なお、検査機器の整備状況等の理由により、検査実施が困難な場合は、関係機関において検査を受け入れることも検討可能であることを申し添える。

その後、福島、茨城、栃木、群馬県の4県から暫定規制値を上回る食品が確認されたことから、厚生労働省では、隣接する宮城県を含む6県知事に対し、農畜産物等の放射性物質検査の実施を依頼した。

（「農畜産物等の放射性物質検査について」平成23年3月23日付け食安発0323第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）。

県は、当面、県産農林水産物の放射性物質検査について、この通知に基づき実施することとした。

6月29日、県は「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響に係る当面の測定方針」を策定し、放射線・放射能の測定内容を県民に分かりやすく体系的に示すとともに、計画的に測定を行うこととした。

さらに、農林水産部では、7月に「原発事故に伴う農林水産部の対応について」を作成し、職員の共通理解を図り、放射能測定など適切に対応した。

## 2 放射能対策の体制整備と検査概要

### (1) 組織の体制整備

農林水産部では、平成23年4月25日に設置した東日本大震災農林水産部復興推進本部の中に、農業・林業・水産業各分野毎のプロジェクトチーム（PT）会議を置き、農林水産業の復旧・復興対策にあたってきたが、放射能対策への対応が急務となってきたことから、平成23年6月3日に放射能PT会議を追加設置し、具体的な対策の協議、検討、調整を行うこととした。

震災後、放射能測定については、食品検査が中心であったため、食産業振興課を窓口に進めてきたが、その後、非食品を含め農林水産の各分野で影響が広がってきたことから、農林水産総務課が部の放射能対策の総括を担い、分野毎放射能対策の状況把握を行うとともに、部の対応の取りまとめを行うこととした。

また、農業振興課、林業振興課、水産業振興課が分野毎に実施している放射能対策の状況把握、関係課との調整、検討などの総合調整を行う体制とした。

なお、農林水産物全般の食品検査に係る総合調整については、引き続き、食産業振興課が行うこととした。

表 放射能対策の体制

部総括	分野	総合調整	担当課	主な放射能対策
農林水産 総務課	農業	農業振興課	農林水産経営支援課	経営支援
			食産業振興課	食品検査の総括、販売支援
			農業振興課	検査、損害賠償、技術支援、試験研究
			農産園芸環境課	検査、損害賠償、技術支援、試験研究
			畜産課	検査、損害賠償、技術支援、試験研究
			農村振興課	検査、損害賠償
			農村整備課	検査、損害賠償
	林業	林業振興課	農林水産経営支援課	経営支援
			食産業振興課	食品検査の総括、販売支援
			林業振興課	検査、損害賠償、技術支援、試験研究
			森林整備課	放射能対策支援
	水産業	水産業振興課	農林水産経営支援課	経営支援
			食産業振興課	食品検査の総括、販売支援
			水産業振興課	検査、損害賠償、技術支援、試験研究
			水産業基盤整備課	検査、損害賠償

### (2) 測定機器等の整備状況

放射性物質の検査は、国が定めるマニュアルに基づき適正に検査することができ、迅速な対応が可能な県内の検査機関で実施することが原則とされたため、当面、環境生活部（原子力安全対策室）を経由して東北大学（サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター）に依頼することとし、平成23年3月25日から放射性物質検査を開始した。以降、順次検査体制を強化しながら、県産農林水産物の安全確保に努めてきた。平成23年11月には、県内6カ所の合同庁舎等と3カ所の試験研究機関に、NaIシンチレーションスペクトロメータを配置した。

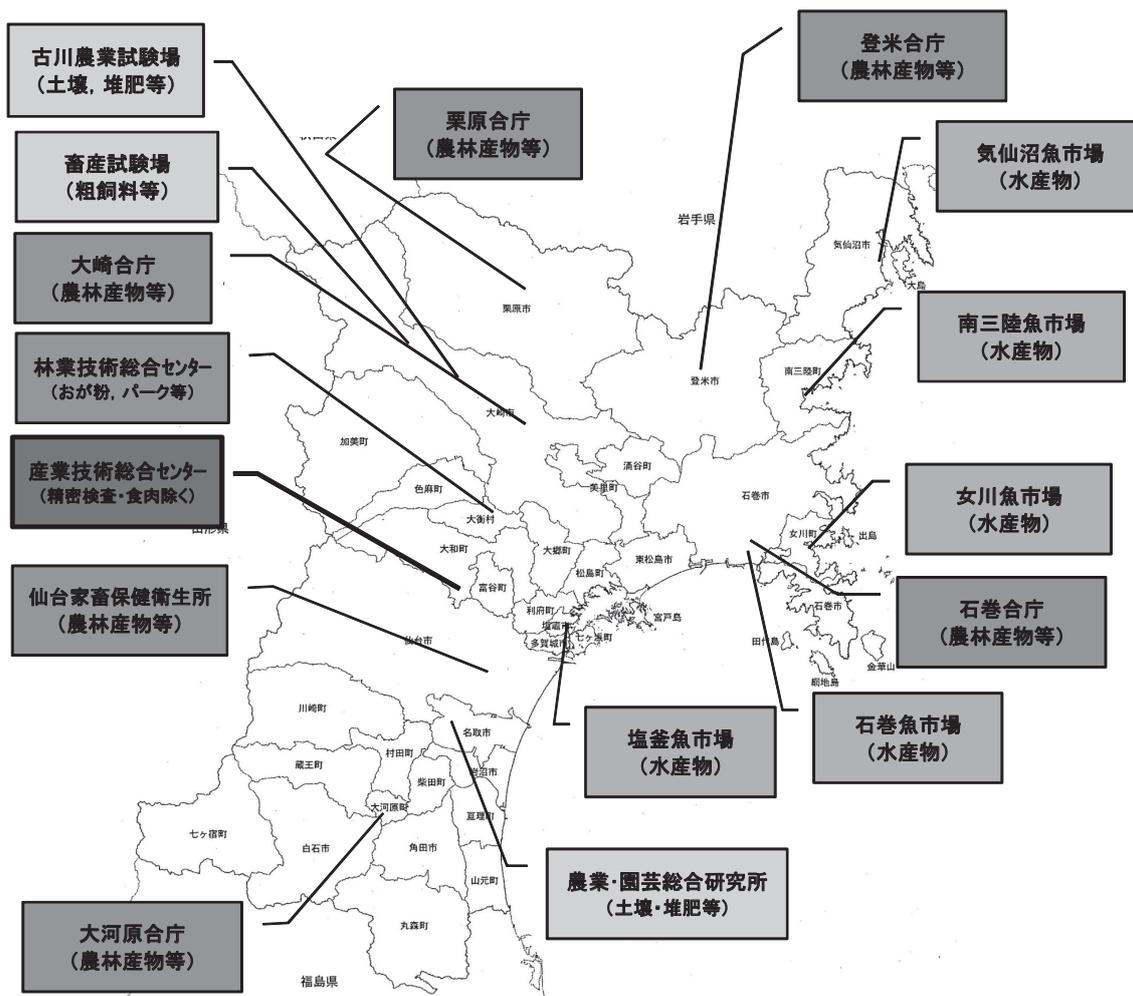
また、平成24年1月には、産業技術総合センターにゲルマニウム半導体検出器を導入し検査体制を整備した。

なお、平成23年10月に、県内5カ所の魚市場にNaIシンチレーションスペクトロメータを貸与し、水産物の検査体制を整備した。

表 放射性物質測定機器の整備状況

No	機器名	機種名	配置場所	運用開始時期	担当課
1	ゲルマニウム半導体検出器	セイコー・イージークラウドジュー SEG-EMS	産業技術総合センター	平成24年1月	食産業振興課
2	NaIシンチレーションスペクトロメータ	EMFジャパン EMF211	大河原合同庁舎	平成23年11月	〃
3	〃	〃	仙台家畜保健衛生所	〃	〃
4	〃	〃	大崎合同庁舎	〃	〃
5	〃	〃	栗原合同庁舎	〃	〃
6	〃	〃	石巻合同庁舎	〃	〃
7	〃	〃	登米合同庁舎	〃	〃
8	〃	〃	林業技術総合センター	〃	〃
9	〃	日立アロカメディカル CAN-OSP-NAI	古川農業試験場	〃	農産園芸環境課
10	〃	〃	農業・園芸総合研究所	〃	〃
11	〃	〃	畜産試験場	〃	畜産課
12	〃	EMFジャパン EMF211	気仙沼魚市場	〃	水産業振興課
13	〃	〃	南三陸魚市場	〃	〃
14	〃	〃	女川魚市場	〃	〃
15	〃	〃	石巻魚市場	〃	〃
16	〃	〃	塩釜魚市場	〃	〃

図 放射性物質測定機器の配置マップ



(3) 農林水産関係の放射性物質等検査の概要

放射能汚染による県産農林水産物の安全性確保と、県民の不安解消、風評被害の防止を図るため、食品及び食べ物を育む環境（非食品）の放射能検査をきめ細かく実施してきた。

大別すると次の表のとおりに分類し、品目毎の方針に基づき検査を実施した。

表 農林水産物関係放射性物質検査の概要

	検査品目等	区 分	検査時期
食 品	野菜, 果物, 林産物, 水産物, 原乳等	厚生労働省通知に基づく計画検査	毎週
	穀類 (米, 麦, 大豆, そば)	農林水産省ガイドライン等に基づく検査	収穫時
	牛肉	検査方針に基づくと畜場出荷牛の全頭検査	と畜場出荷時
非 食 品	食べ物を育む環境の検査 (飼料, 堆肥, きのこと原木, 木炭, 土壌など)	各所管省庁通知に基づく検査 等	随時

穀類, 牛肉を除く一般食品の検査については, 厚生労働省からの実施依頼に基づき, 暫定規制値 (野菜・穀類・肉・魚等は500Bq/kg, 原乳は200Bq/kg) を超える食品が市場に流通しないように, 3月25日の原乳 (採取場所/白石市, 大崎市), ほうれんそう (採取場所/川崎町, 涌谷町), 春菊 (採取場所/亘理町), 小松菜 (採取場所/仙台市) の測定から放射性物質検査を開始した。(検査の詳細については第2節に掲載。)

なお, 平成24年4月1日からは, 新たな基準値 (食品は100Bq/kg, 牛乳は50Bq/kg) が設定されている。

3 出荷制限指示に関する経過

(1) 出荷自粛等の要請及び解除

ア 基準値を超過した場合の対応と出荷自粛等の解除について

県は, 検査の結果, 基準値を超過した場合には, 速やかにその結果を公表するとともに食品の安全性を確保するため, 関係事業者等に対し出荷自粛を要請した。

また, 県から報告 (厚生労働省経由) を受けた原子力災害対策本部 (本部長: 内閣総理大臣) では, 原子力安全委員会からの助言を踏まえ, 原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づき知事に対し, 出荷制限指示がされた。

県では, その指示を受け, 市町村, 関係事業者に対し出荷を差し控えるよう要請した。

なお, 出荷自粛等の解除については, 個別品目ごとに定められる方針に基づき行った。

**原子力災害対策特別措置法**

(原子力災害対策本部長の権限)

**第二十条**

3 前項の規定によるもののほか, 原子力災害対策本部長は, 当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは, その必要な限度において, 関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員, 地方公共団体の長その他の執行機関, 指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し, 必要な指示をすることができる。

イ 出荷制限指示等の状況（平成24年3月31日現在）

本県では、平成23年5月に牧草から、7月には汚染した稲わらを給与した肉牛から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、出荷制限指示等を受ける事態となった。

その後、11月には、原木ムキタケ（露地）で出荷自粛が行われ、平成24年1月から3月にかけては、露地栽培の原木しいたけで出荷制限指示がされた。

平成24年3月31日現在での県内の出荷制限等の状況は、次の表のとおりである。

①出荷停止指示

品目名	出荷制限	市町村名	備考
牛肉	H23/7/28～	県全域（8/19一部解除）	県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く
原木しいたけ （露地栽培）	H24/1/16～	白石市 角田市	
	H24/3/8～	丸森町	
	H24/3/15～	蔵王町	

②その他利用・出荷自粛等

品目名	利用・出荷制限等	市町村名	備考
牧草	H23年産保管牧草 及びH24年産牧草	県内全域 ただし、美里町の旧南郷町、石巻市の旧河北町を除く	
稲わら、飼料用とうもろこし、発酵粗飼料用イネ		※県内全域出荷自粛解除（H23/10～）	
牛ふん堆肥	H23/9月～	蔵王町、大河原町、柴田町、川崎町、山元町、大崎市、加美町、色麻町、美里町、栗原市、登米市、石巻市、東松島市、南三陸町で暫定許容値を超過した堆肥の製造所等に対し出荷・施用しないよう指導	暫定許容値400 <sup>ベ</sup> ケル/kg
原木ムキタケ	H23/11/16～	栗原市（自家消費、直売等。市場流通なし）	検査結果1,400 <sup>ベ</sup> ケル/kg

## 第2節 農林水産物の放射性物質検査状況等

### 1 農林水産物（食品 ※穀類，牛を除く）放射性物質検査の対応状況等

県では，原子力センターに放射性物質測定機器を設置していたが，平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震後の大津波により，同センターが被災し測定機能の全てを喪失した。

その後に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により，県産農林水産物への放射性物質の影響が懸念されたため，3月25日から東北大学（サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター）の協力を得て農林水産物の放射性物質検査を開始し，以降，順次検査体制を強化しながら，県産農林水産物の安全確保に努めた。

#### （1）経緯

平成23年3月23日	厚生労働省医薬食品局食品安全部長から宮城県，山形県，埼玉県，千葉県，新潟県及び長野県の知事に対し，農畜産物等の放射性物質検査を依頼される。
平成23年3月25日	東北大学の協力により県産農林水産物の放射性物質検査（隔週実施，15点／回）を開始。
平成23年6月6日	検査頻度を週1回に変更。
平成23年6月20日	国庫補助事業を活用し，ゲルマニウム半導体検出器1台を導入することとし，平成23年5月議会において予算措置。
平成23年7月20日	ゲルマニウム半導体検出器購入のための入札公告。
平成23年8月12日	ゲルマニウム半導体検出器購入契約締結。
平成23年9月15日	農林水産省のNaIシンチレーション検出器無償貸与事業を活用し，簡易測定器7台を県合同庁舎等に設置。圏域ごとのモニタリング検査を試行。検査を実施する職員を対象に機器メーカーによる「NaIシンチレーション検出器操作研修」を開催。
平成23年9月20日	水産庁委託事業（放射性物質影響調査推進委託事業）による水産物の精密検査を開始。
平成23年10月27日	モニタリング検査の試行結果を踏まえ「NaIシンチレーション検出器の運用方針」制定。
平成23年11月1日	圏域ごとのモニタリング検査（簡易検査）を開始（週20点／圏域）。
平成23年12月14日	東北大学の「ゲルマニウム半導体検出器取扱講習会」に担当職員を派遣。
平成23年12月16日	農林水産省が開催する「簡易分析機器を用いて適切な測定結果を得るための研修」に簡易検査を実施する職員を派遣。
平成23年12月22日	ゲルマニウム半導体検出器1台を購入し，県産業技術総合センターに設置。精密検査を試行。
平成23年12月27日	検査を実施する職員を対象に原子力センター職員の協力を得て「ゲルマニウム半導体検出器操作説明会」を開催。
平成24年1月16日	「ゲルマニウム半導体検出器を用いた農林水産物の放射性物質検査実施方針」制定。県産業技術総合センターでの精密検査を開始し，県の独自検査体制へ移行。（週25点）

平成24年3月30日 平成24年4月から適用される新基準値に対応するため、県合同庁舎等に設置した簡易測定器の測定精度向上のための改修を実施。



写真 ゲルマニウム半導体検出器



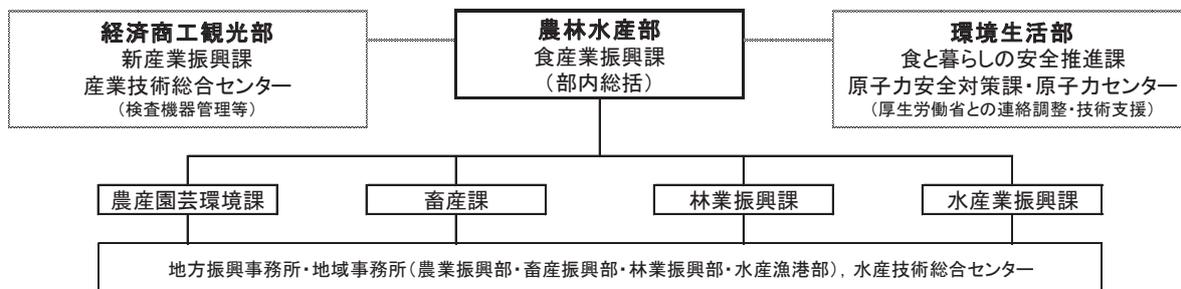
写真 NaI シンチレーション検出器

(2) 検査体制（平成24年3月31日時点）

ア 関係課の所掌事務

課名	所掌事務
食産業振興課	検査実施に係る部内総括，環境生活部及び経済商工観光部との連絡調整，検査結果の公表に関すること。
農業振興課	農畜産物検査に係る全体調整に関すること。
農産園芸環境課	農産物の採取品目及び採取場所の選定・調整，流通に関すること。
畜産課	畜産物の採取品目及び採取場所の選定・調整，流通に関すること。
林業振興課	林産物の採取品目及び採取場所の選定・調整，流通に関すること。
水産業振興課	水産物の採取品目及び採取場所の選定・調整，流通に関すること。

【体系図】



イ 検査の種類及び検査場所

種類	区分	検査場所	内容
精密検査	定期検査	産業技術総合センター，民間検査機関等	○毎週定期的に実施する検査
	確認検査		○県が実施した簡易検査において精密検査の実施の目安を超過したものの検査 ○市町村等が実施した自主検査において暫定規制値を超過したものの検査
	その他の検査		○農林水産部長が特に必要と認めた検査
簡易検査		各合同庁舎等	○県内各地域で実施する簡易測定器を用いたモニタリング検査

ウ 検査機器の配置箇所

区分	配置機器	地域	配置場所	対象
精密	ゲルマニウム半導体検出器	全域	産業技術総合センター	全て
簡易	NaI シンチレーション検出器	大河原	大河原地方振興事務所	農畜林
		仙台	仙台家畜保健衛生所	農畜林
		大崎	北部地方振興事務所	農畜林
		栗原	北部地方振興事務所栗原地域事務所	農畜林
		石巻	東部地方振興事務所	農畜林
		登米・気仙沼	東部地方振興事務所登米地域事務所	農畜林
		全域	林業技術総合センター	林

エ 検査実施計画

検査の種類	実施頻度	検査対象	検査点数
精密検査	毎週	農畜林水産物	120点程度/週
簡易検査	毎週	農畜林産物	各機関20点以上/週

オ 検査結果の公表

検査結果の公表は、原則として毎週水曜日と金曜日の週2回とする。ただし、規制値を超過する品目がある場合には緊急に対応する。

カ 市町村又は生産者団体等が実施した放射性物質検査結果等の取扱い

(ア) 検査結果（測定値）の取扱い

県が実施する以外の自主検査は、国（厚生労働省）からの通知等に基づくものではないことから、その結果については、「参考値」として取り扱うものとする。

(イ) 自主検査で暫定規制値を超過した場合の流通上の取扱い

県の検査計画に基づき実施したものについては、国が定める規制値を超過した場合、国からの出荷制限等の指示が出るまでの間、県の判断で出荷自粛要請を行う。一方、自主検査については、その測定値を根拠として、県として出荷自粛要請は行わない。

ただし、県では、当該品目について確認検査を実施し、その結果に応じて必要な措置を講じるものとする。

(3) 検査結果概要

ア 精密検査（ゲルマニウム半導体検出器による検査）

県産農林水産物226品目1,307点を検査した結果、1,300点(99.5%)が暫定規制値の500Bq/kgを（原乳は200Bq/kg）クリアし、林産物2品目（原木ムキタケ（露地）、原木しいたけ（露地））7点（0.5%）が暫定規制値を超過したため、当該地域に対する流通防止措置を講じた。

なお、暫定規制値をクリアしたものの濃度別分布を見ると、50Bq/kg以下が1,198点（全体の91.7%）、51～100Bq/kg以下が53点（4.1%）、101～500Bq/kg以下が49点（3.7%）と、濃度が低いものがほとんどである。

【精密検査結果】

種別	検査品目計	検査点数計	内 訳										
			50Bq以下		51Bq～100Bq		101Bq～500Bq		500Bq超過				
			点数	割合	点数	品目	点数	品目	点数	品目			
農産物	78	410	400	97.6%	6	1.5%	生茶葉、ほうれんそう、ゆず、小麦、六条大麦	4	1.0%	こまつな、茶(荒茶)、ほうれんそう、干し柿	0	0.0%	
林産物	29	110	53	48.2%	20	18.2%	たけのこ、はたけしめじ、菌床しいたけ、原木しいたけ、原木なめこ、原木ぶなはりたけ	30	27.3%	ムラサキシメジ、菌床しいたけ、原木しいたけ、原木なめこ、原木ムキタケ、たけのこ、畑わさび	7	6.4%	原木ムキタケ(露地)、原木しいたけ(露地)
畜産物	2	140	140	100.0%	0	0.0%		0	0.0%		0	0.0%	
水産物	117	647	605	93.5%	27	4.2%	アユ(天然)、イカナゴ、イシガレイ、イワナ(天然)、オオクチバス、ギンブナ、スズキ、ヒラメ、マアジ、マダラ、ヤマメ(天然)	15	2.3%	アユ(天然)、イワナ(天然)、ギンザケ、クロソイ、スズキ、マダラ、ヤマメ(天然)	0	0.0%	
計	226	1,307	1,198	91.7%	53	4.1%		49	3.7%		7	0.5%	

イ 簡易検査（NaIシンチレーション検出器による検査）

県産農畜林産物116品目1,308点を検査した結果、精密検査の実施の目安である250Bq/kgを超過したのは、農産物2品目（ゆず、干し柿）2点と林産物4品目（原木ムキタケ（露地）、原木しいたけ（露地・施設）、畑わさび（露地）、ムラサキシメジ（露地））14点の合計6品目16点（全体の割合は1.2%）で、1,292点（全体の割合は98.8%）は精密検査の実施の目安以内であった。

なお、精密検査の結果は、アに記載したとおりで原木ムキタケ（露地）、原木しいたけ（露地）の2品目が暫定規制値を超過し、その他の5品目（ゆず、干し柿、原木しいたけ（施設）、畑わさび（露地）、ムラサキシメジ（露地））は暫定規制値を下回った。

【簡易検査結果】

H23.11～3月分

種別	検査 品目計	検査 点数計	内 訳				
			精密検査の実施 の目安以内		精密検査の実施の目安超過		
			精密検査の実施 の目安以内	点数	割合	品目	
農産物	93	1,162	1,160	99.8%	2	0.2%	ゆず,干し柿
畜産物	1	8	8	100.0%	0	0.0%	
林産物	22	138	124	89.9%	14	10.1%	原木ムキタケ(露地),原木しいたけ(露地・施設),畑わさび(露地),ムラサキシメジ(露地)
計	116	1,308	1,292	98.8%	16	1.2%	

※精密検査の実施の目安(250ベクレル/kg)

2 農産関係(米, 麦, 大豆, そば, 野菜・果樹等)の対応状況等

(1) 米の放射性物質調査の概要

国が定めた「米の放射性物質調査の仕組み」に基づき予備調査(収穫直前の玄米)及び本調査(収穫後の玄米の調査)の二段階で実施した。

また, この調査により安全性が確認されるまで, 出荷を自粛するよう要請した。暫定規制値を超過した場合は, 旧市町村単位で出荷制限指示を行うこととした。

ア 放射性物質測定内容及び結果の概要

(ア) 暫定規制値 放射性セシウム 500Bq/kg(一般食品)

(イ) 検査方法

【予備調査】

立毛段階で, 放射性物質濃度の傾向を把握するために実施。予備調査では, 200Bq/kg(暫定規制値の約1/2)を一定水準として, この値を超過した地点があれば本調査で重点調査区域として詳細な調査(概ね15ha毎に1点)を実施する。

<調査点数の考え方>

- 土壌の放射性物質濃度が1,000Bq/kg以上の白石市, 丸森町は旧市町村毎に1点
- 空間放射線量率が平常の範囲を超える市町村である角田市, セブ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 亘理町, 山元町, 大崎市, 加美町, 栗原市, 登米市, 気仙沼市(12市町)は1市町あたり概ね5点
- 上記以外で塩釜市, セブ浜町, 女川町を除く18市町村で1市町村あたり1点

<検査結果>

調査対象 市町村数	調査点数	うち不検出点数	うち検出点数	
			200Bq/kg 以下	200Bq/kg 超
32	134	131	3	0

## 【本調査】

収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し、出荷制限の要否を判断するために実施。

## ＜調査点数の考え方＞

- 予備調査の32市町村に七ヶ浜町を加えた33市町村の旧市町村毎に1点以上

## ＜検査結果＞

調査対象 市町村数	調査点数	うち不検出点数	うち検出点数	
			200Bq/kg 以下	200Bq/kg 超
33	381	372	9	0

## (ウ) 検査体制

- 検査機器は、ゲルマニウム半導体検出器(民間検査機関)等
- ゲルマニウム半導体検出器による測定は、予備調査については農林水産省の協力を得て、本調査については、県が民間会社に業務を委託して測定を行った。
- 予備・本調査ともサンプリング計画等は、各普及センターが作成した。
- サンプリングは、市町村、農業者団体の協力のもとに実施した。また、予備調査の脱穀乾燥調製作業は、農政局地域センターや NOSAI 等の機械設備利用の協力を得て実施した。

## イ 放射性物質調査に関する経過等

- 平成23年8月12日 平成23年産米の放射性物質調査に係る説明会  
(大河原合同庁舎 古川農業試験場)
- 平成23年8月17日 知事が米の放射性物質調査に伴う米の出荷自粛依頼
- 平成23年8月31日 出荷自粛依頼のリーフレットを印刷、配布70,000枚
- 平成23年8月26日 予備調査検体採取  
～9月5日
- 平成23年9月8日 本調査検体採取  
～9月29日
- 平成23年9月29日 県産米の全てが出荷・販売可能となり、知事が安全宣言

## (2) 麦類の放射性物質調査の概要

麦類の放射性物質について、農林水産省の指導・協力のもと、調査が必要な地域において、収穫後・販売前に調査を行い、暫定規制値を超える麦の流通を防止した。

## ア 放射性物質測定内容及び結果の概要

- (ア) 暫定規制値 放射性セシウム 500Bq/kg(一般食品)

## (イ) 検査方法

国からは、調査対象として、白石市、角田市、大河原町が指定されたが、生産者団体等からの要望等を踏まえて、県任意調査対象として麦類を生産する全市町村を調査した。

## ＜検体採取の方法と考え方＞

## a 検体採取のためのロット設定

- カントリーエレベータ (CE) : サイロピンを1調査ロットとして設定
- CEではないものについては倉庫毎に、おおむね 300 t を上限として1調査ロット

トを設定

- b 国指定の調査対象では、麦種毎に全ロットを調査した。また、規格外麦についても、別に調査ロットを設定し、全ロットを調査した。
- c 県任意の調査対象では、初めの1ロットを調査した。規格外麦については、1、2等麦が基準値を超えていないため、調査は実施していない。
  - 調査ロットは、原則として市町村単位（市町村内に複数のJAがある場合はJA単位）に1ロットを設定した。
  - 生産見込み10t未満の市町村はJA単位で1ロットとし、また、大麦、小麦両方の作付けがあり、いずれか10t未満の時は1ロットを代表とした。

(ウ) 検査結果

[大 麦]

調査対象 市町村数	調査点数	うち不検出点数
12	15	14

[小 麦]

調査対象 市町村数	調査点数	うち不検出点数
8	12	8

※角田市，大河原町，村田町，柴田町，  
 仙台市，名取市，大和町，大崎市，涌谷町，  
 登米市，石巻市，東松島市

※白石市，角田市，仙台市，大崎市，涌谷町，  
 美里町，登米市，石巻市

(エ) 検査体制

- 検査機器は、ゲルマニウム半導体検出器(民間検査機関)等
- ゲルマニウム半導体検出器による測定は、農林水産省の協力を得て行った。
- サンプルング計画等作成及びサンプルングは、各普及センターが実施した。

イ 放射性物質調査に関する経過等

平成23年6月21日 平成23年産麦の放射性物質の検査計画に関する説明会  
 大崎合同庁舎（北部，東部，東部登米管内）

平成23年8月17日 知事が米の放射性物質調査に伴う米の出荷自粛依頼

平成23年6月28日 大麦検体採取  
 ～8月3日

平成23年7月13日 小麦検体採取  
 ～8月9日

平成23年8月19日 検査したすべてが、国が定める暫定規制値500Bq/kgを下回ったことを農産園芸環境課のホームページで公表

(3) 大豆の放射性物質調査の概要

大豆を作付けし、出荷・販売の実態がある市町村（塩竈市，七ヶ浜町及び女川町を除く）を対象に実施した。

市町村単位に調査結果がすべて判明するまでの間、知事が当該市町村全域における大豆の出荷自粛を要請した。市町村毎に調査の結果がすべて判明し、暫定規制値500Bq/kg以下であることが確認できた市町村から出荷自粛を解除（大豆の出荷開始）した。

ア 放射性物質測定内容及び結果の概要

(ア) 暫定規制値 放射性セシウム 500Bq/kg(一般食品)

(イ) 検査方法

<調査点数の考え方>

- 土壌中の放射性セシウム濃度が 1,000Bq/kg 以上の市町村  
白石市, 丸森町 調査点数 3 点以上
- 大気中の放射線量が 0.1 μSv/h を超える市町村  
角田市, セツ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 亘理町, 山元町, 大崎市, 加美町,  
栗原市, 登米市, 気仙沼市 調査点数 3 点以上
- 上記以外の市町村については, 調査点数 1 点以上  
ただし, 平成の合併をした市町村は旧市町村(政令指定都市は区)数で調査を実施

(ウ) 検査結果

調査対象 市町村数	調査点数	うち不検出点数	うち検出点数	
			50~100Bq/kg	100Bq/kg 超
32	77	72	2	3

(エ) 検査体制

- 検査機器は, ゲルマニウム半導体検出器とし, 分析は国が依頼した財団法人日本食品分析センターが実施した。
- ゲルマニウム半導体検出器による測定は, 農林水産省の協力を得て行った。
- サンプルング計画等作成及びサンプルングは, 各普及センターが実施した。

イ 放射性物質調査に関する経過等

- 平成23年10月19日 大豆・そばの放射性物質調査に係る説明会  
大河原合同庁舎 古川農業試験場
- 平成23年10月21日 知事が大豆の放射性物質調査に伴い出荷自粛を要請
- 平成23年10月24日 検体採取  
～平成24年1月31日
- 平成24年2月3日 検査したすべてが, 国が定める暫定規制値500Bq/kgを下回ったことを農産園芸環境課のホームページで公表

(4) そばの放射性物質調査の概要

ア 放射性物質測定計画及び結果の概要

(ア) 暫定規制値 放射性セシウム 500Bq/kg(一般食品)

(イ) 検査方法 土壌中の放射性セシウム濃度が 1,000Bq/kg 以上の市町村, そばの作付面積の多い市町村で平成 23 年 10 月から 11 月にかけて全県で 26 点実施

(ウ) 検査結果 全て暫定規制値以下

(エ) 検査体制 検査機器は, ゲルマニウム半導体検出器(国委託・民間検査機関)等

(5) 野菜類・果実類等の放射性物質調査の概要

ア 放射性物質測定計画及び結果の概要

(ア) 暫定規制値 放射性セシウム 500Bq/kg(一般食品)

(イ) 検査方法

平成23年3月25日～ 東北大学(サイクロトン・ラジオアイソトープセンター)で検査開始。主要品目等のある産地や福島県境の市町や他県の野菜の分析結果を考慮し地方振興事務所圏域毎「大河原, 仙台, 北部, 東部」に分けサンプル採取。検査頻度2週間に1日

平成23年6月6日～ 検査頻度は週1日, 6点。検査計画に基づき実施

平成23年7月7日～ 暫定基準値を超える放射性物質が検出された品目や国民の摂取量を勘案した主要品目を考慮し選定

主要産地で原則出荷開始3日前から出荷初期段階で検査を実施。問題がない場合は, 月単位で間隔をあけて定期的に検査

平成24年1月16日～ 県産業技術総合センターでの検査開始

検査頻度週12点(大河原4点, 仙台4点, 北部2点, 東部・気仙沼2点)。月間計画の作成を前月10日に実施

(ウ) 検査結果 全て暫定規制値以下。全県で354点実施(平成24年3月末まで)

(エ) 検査体制 検査機器は, ゲルマニウム半導体検出器

検査機関は, 東北大学(サイクロトン・ラジオアイソトープセンター), 平成24年1月16日から県産業技術総合センターを追加

3 畜産関係の対応状況

(1) 粗飼料への対応

ア 原発事故牧草等の取扱の周知

平成23年3月22日に3月19日付けの国から通知を受け, 市町村及び関係団体を通して県内畜産農家に対し, 家畜の飼養管理について周知した。

4月28日, 市町村及び関係団体を通して県内畜産農家に対し, 牧草等の取扱いについて周知した。

5月11日, 県内4か所の公共牧場の牧草について放射性物質のモニタリング調査を実施したところ, 一部地点(丸森町と大崎市)で国が定める暫定許容値を超えたことから, 5月18日, 市町村, 関係団体を通して県内畜産農家に対し, 乳用牛・肥育牛については, 今後の調査で牧草の利用が可能とされるまでの間, 牧草等の利用を控えるよう要請を行った(育成牛・繁殖牛等については牧草の給与及び放牧利用は可能と周知)。

5月23日, 24日, 全国畜産農業協同組合連合会等関係団体に対し粗飼料の供給支援について要望書を提出した。

イ 牧草の放射性物質に対する相談窓口の設置

畜産農家からの牧草の放射性物質に係る問合せに対応するため, 5月19日から, 県庁農林水産部畜産課及び各家畜保健衛生所(各地方振興事務所畜産振興部)において相談窓口を設置し対応を行った。

## ウ 牧草の利用自粛の解除

牧草モニタリング調査結果により、順次、以下の地域で利用の自粛解除を行った。

- 平成23年6月1日 仙台市，塩竈市，多賀城市，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，大衡村
- 平成23年6月3日 石巻市，東松島市，女川町
- 平成23年6月11日 大崎市，登米市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町，南三陸町，名取市，亘理町
- 平成23年6月17日 白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，栗原市の一部（旧築館町，旧若柳町，旧高清水町，旧一迫町，旧瀬峰町，旧鶯沢町，旧志波姫町，旧花山村）
- 平成23年7月8日 山元町，丸森町（筆甫地区を除く）  
栗原市栗駒の一部（栗駒地区，岩ヶ崎地区，鳥矢崎地区中野・鳥沢，文字地区，尾松地区稲屋敷を除く）
- 平成23年7月29日 丸森町（筆甫地区）
- 平成23年9月16日 栗原市栗駒の一部（栗駒地区，岩ヶ崎地区，鳥矢崎地区中野・鳥沢，文字地区尾松地区稲屋敷）※県内全地域で利用自粛を解除

## エ 牧草以外の粗飼料（飼料用とうもろこし，醗酵粗飼料用イネ）の放射能測定

8月5日から10月5日までの間に5回の放射性物質のモニタリング調査（飼料用とうもろこし9点，発酵粗飼料用イネ20点）を実施し，すべて暫定許容値以下のため，モニタリング調査区分地域ごとに順次，給与自粛の解除を行った。

## オ 稲わら（平成23年産）の放射能測定

県内を6地域に区分し，9月22日から10月5日まで合計20点の放射性物質のモニタリング調査を実施し，すべて暫定許容値以下のため，給与及び敷料利用の自粛解除を10月12日に行った。

## カ 飼料の暫定許容値見直しによる牧草の利用自粛

平成24年2月3日付けで牛用飼料の暫定許容値が100Bq/kgに引き下げられたことを受け，平成23年産保管牧草及び平成24年産牧草について，以下の地域で利用自粛を要請した。

- 平成24年2月24日 白石市，角田市，栗原市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町
- 平成24年3月2日 県内全域（ただし，美里町の旧南郷町，石巻市の旧河北町を除く）

## (2) 原発事故後収集稲わら及び牛の出荷制限への対応

## ア 稲わらの放射能測定

7月8日に福島県で原発事故後に収集された稲わら（以下，事故後稲わら）を給与した牛から暫定許容値を超える放射性セシウムが確認されたことから，本県においても7月13日に事故後稲わらを県内3か所から採取し，放射性物質検査を実施したところ，すべての地点で暫定許容値を超えたことが確認されたほか，県外に出荷された事故後稲わらからも暫定許容

値を上回る測定値が確認されたので、次のとおり対応を行った。

(ア) 県内畜産農家への要請

7月19日、肥育牛経営約900戸、繁殖牛経営約4,400戸、酪農経営約700戸に対し、以下のとおり要請した。

- 事故後稲わらの給与を自粛すること。
- 事故後稲わらを給与した牛の出荷を自粛すること。
- 事故後稲わらの敷料利用を自粛すること。

(イ) 事故後稲わらの収集・給与状況調査

- 県内すべての畜産農家（約6,000戸）について、事故後稲わらの収集及び給与の状況について調査を実施した。
- 肥育牛生産農家のうち、169戸で事故後稲わらの給与を確認（8月11日現在）。また、既にと畜場に出荷された牛は1,933頭であった。

(ウ) 事故後稲わら給与農家の調査

- 給与農家が所有する事故後稲わらの放射性物質測定

(エ) 事故後稲わらを給与し出荷を自粛した肥育牛への対応

- 事故後稲わらを給与した農家に立入、給与状況（給与量・給与期間・給与ステージ等）調査を行った。

イ 肉牛の出荷制限指示及び一部解除への対応

(ア) 牛の出荷制限指示（平成23年7月28日）

平成23年7月、原発事故後の稲わらを給与した本県産の牛肉から国の暫定規制値（500Bq/kg）を超える放射性セシウムの検出が相次いで確認され、7月28日、原子力害対策本部長（内閣総理大臣）から、県内で飼養される牛についての出荷制限指示があった。

(イ) 出荷制限の一部解除指示（平成23年8月19日）

県が飼養管理指導を徹底した上で、「出荷・検査方針」を策定して検査体制を整え、解除申請を提出し、一部解除が認められた。出荷・検査方針の概要は、以下のとおり。

- ① 汚染稲わら等の給与状況により、「全戸検査対象農家」（汚染稲わら未利用農家）及び「全頭検査対象農家」（汚染稲わら利用農家）に区分
- ② と畜場における県産牛の放射性物質の全頭検査の実施
- ③ 県外と畜場への出荷には、出荷先の開設者や自治体と事前協議を行い、出荷前に飼養者・頭数、個体識別番号等を連絡・調整
- ④ 県や民間検査機関が発行する「検査結果通知書」等により、暫定規制値以下を証明
- ⑤ 全戸検査農家には、県が有効期限を付して「全戸検査済み農家」であることを通知
- ⑥ 暫定規制値（500Bq/kg）を超過した枝肉・内蔵等は、販売せず廃棄するとともに、出荷農家への立入調査により原因を究明・再発防止を指導
- ⑦ 出荷については、県・関係者からなる「県肉牛出荷計画調整協議会」で協議調整

(ウ) 出荷再開後の経緯

稲わらの給与状況や生体検査の導入等により以下のとおり、と畜場への出荷を開始した。  
平成23年8月24日 全戸検査対象農場の肥育牛について、県内と畜場への出荷・検査開始

平成23年8月31日	全戸検査対象農場の肥育牛について、出荷先のと畜場開設者や自治体と調整後順次出荷・検査開始（8月31日～横浜，9月14日～東京，9月30日～厚木）
平成23年9月20日	全頭検査対象農場を利用稲わらの濃度や給与量等により，A～Cに区分し，肥育牛の県内と畜場への出荷・検査開始（9月20日～A区，10月12日～B区，11月15日～C区）
平成23年11月24日	汚染稲わら未利用で購入粗飼料給与農家の廃用牛出荷開始
平成24年1月24日	生体検査（後述）用機器の調整のための検査開始
平成24年3月6日	繁殖・乳用廃用牛について生体検査を実施した上でのと畜場出荷開始
平成24年3月19日	新基準値（100Bq/kg）を超過した牛肉等は廃棄，流通させない指針に変更

<参考> 出荷再開後の出荷頭数（平成24年3月31日現在）H23.8.24～  
 仙台市食肉市場 11,984頭，宮城県食肉流通公社 538頭 小計 12,523頭  
 県外食肉市場 5,885頭（東京，神奈川，山形等15ヵ所） 合計 18,408頭  
 ※ 暫定規制値超過1頭（平成23年9月29日）

(エ) 牛の生体検査

県畜産試験場と民間検査機関が共同で検討を重ね，スペクトルサーベイメータで測定した牛生体放射線量から，牛肉中の放射性セシウム濃度を推定する方法を開発した。平成24年3月から，肉用繁殖牛及び乳用牛の廃用牛を対象に実用化し成果を上げている。

これらの廃用牛は，現地集場所（登米市，栗原市，美里町）及び仙台市食肉市場で生体検査を実施して合格した牛のみをと畜し，不合格となった牛は，飼養者へ引き戻し，適切な給与飼料・飼養環境で飼い直し後，再度生体検査を行い出荷することとしている。

なお，3月31日までに199頭の生体検査を実施し，合格した177頭（89%）の牛肉中の放射性セシウム濃度は，すべて検出限界以下となっている。



写真 生体検査の状況

ウ 事故後稲わら販売者への対応

平成23年7月19日に県内の稲わら等取扱者に対して販売実績及び収集保管状況の調査を行うとともに，以下のとおり調査・指導を行った。

(ア) 調査項目

- 3月11日以降に収集・保管された稲わら等（稲わら，牧草，麦わら等）の購入，仕入れ実績
- 事故後稲わら等の販売実績

(イ) 指導事項

- ① 事故後稲わら等の販売の停止と出荷先に使用の停止を求めること。
- ② 事故後稲わら等を畜産農家に販売または無償譲渡しないこと。

(ウ) 事故後稲わらの出荷先道県

17道県（北海道，青森県，岩手県，秋田県，山形県，福島県，茨城県，群馬県，千葉県，埼玉県，新潟県，岐阜県，静岡県，三重県，鳥取県，島根県，（宮城県））。

なお，事故後稲わらを販売した販売者の数は，66販売者で，宮城県内を含めて17道県の180か所に2,442トンを出荷した（うち，県内分58か所，577トン）。

エ 事故後稲わらの一時保管

事故後稲わらは県内20市町の農家等で約4,800tが保管されていたことから，誤って飼料や敷料として再利用されることを防ぐため，ラッピング処理やフレコンバックに詰め，区分管理を進めるとともに，市町村・関係機関と連携しながら緊急避難的にパイプハウス等の一時保管施設を設置し，保管を進めた。

- 稲わら一時保管施設設置状況（平成24年3月末現在） 9市町 64施設



写真 一時保管施設（登米市）



写真 一時保管施設（栗原市）



写真 一時保管施設（大崎市）



写真 一時保管施設への搬入作業（登米市）

## 4 林産関係の対応状況

### (1) 検査の実施

県内で生産される特用林産物（きのこ・山菜等）の県の検査計画に基づく検査を実施した。

なお、検査は、産業技術総合センター及び民間検査機関に検査委託をしながら実施するゲルマニウム半導体検出器による定期（精密）検査と、それを補完し、県民に対して安全で安心できる農林産物を安定的に供給するため、県内各地方振興事務所等に設置のNaIシンチレーションによる簡易検査を行った。

#### ア 精密検査

29品目、延べ110点について検査を実施（2品目7点で暫定規制値500Bq/kgを超過）

（内訳）

- 原木しいたけ（露地・施設）
- 菌床栽培きのこ  
（まいたけ等7品目）
- 野生きのこ  
（オオイチョウタケ等7品目）
- 山菜（露地）（わらび等9品目）
- 原木栽培きのこ（ブナハリタケ等4品目）



写真 簡易検査の状況

#### イ 簡易検査

22品目、延べ138点について検査を実施（4品目14点で暫定規制値500Bq/kgを超過）

### (2) 出荷等の自粛と制限

#### ア 出荷及び栽培の自粛

##### （ア）原木ムキタケ（栗原市）

- 平成23年11月7日に簡易検査したところ、国の暫定規制値（500Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出されたため、平成23年11月16日に精密検査を実施した。
- 精密検査の結果は1,400Bq/kgとなり、同品目が国の暫定規制値を超過したため、生産者及び栗原市等関係者に対して平成23年11月16日に出荷自粛を要請した。
- さらに、周辺地域のきのこ類の検査強化について、県内関係機関に周知した。

##### （イ）ムラサキシメジ（県内全域）

ムラサキシメジは、県が開発し、普及推進してきたが、栽培環境が野外であり、放射性物質の影響を相当程度受けることから、平成23年12月26日に県内の関係者に対して栽培自粛を要請した。

イ 出荷制限

[原木しいたけ（露地）]

(ア) 白石市

- 簡易検査  
350Bq/kg(公表 H23. 11. 16)  
597Bq/kg(公表 H23. 12. 21)
- 出荷自粛 平成 23 年 12 月 21 日
- 精密検査  
1,377Bq/kg (公表 H23. 12. 28)
- 出荷制限 平成 24 年 1 月 16 日  
(原子力災害対策本部長)



写真 原木しいたけ（露地）の発生状況

(イ) 角田市

白石市において露地栽培による原木しいたけが国の暫定規制値を超過した(H23. 12. 21)ため、周辺地域の検査を強化していたところ、角田市の同品目について、国の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された。

- 精密検査  
657Bq/kg(公表 H24. 1. 13)
- 出荷自粛 平成 24 年 1 月 13 日  
(宮城県知事)
- 出荷制限 平成 24 年 1 月 16 日  
(原子力災害対策本部長)



写真 原木しいたけ（露地）

(ウ) 丸森町

白石市及び角田市において露地栽培による原木しいたけが国の暫定規制値を超過したため、周辺の検査強化に努めてきたところ、丸森町の同品目が国の暫定規制値を超過した。

- 精密検査 1,600Bq/kg(公表 H24. 3. 7)
- 出荷自粛 平成 24 年 3 月 7 日(宮城県知事)
- 出荷制限 平成 24 年 3 月 8 日(原子力災害対策本部長)

(エ) 蔵王町

白石市、角田市及び丸森町において露地栽培による原木しいたけが国の暫定規制値を超過したため、周辺の検査強化に努めてきたところ蔵王町の同品目が国の暫定規制値を超過した。

- 精密検査 520Bq/kg(公表 H24. 3. 14)
- 出荷自粛 平成 24 年 3 月 14 日(宮城県知事)
- 出荷制限 平成 24 年 3 月 15 日(原子力災害対策本部長)

ウ 対応状況

- 原木しいたけ（露地栽培）の出荷を行わないよう各市町・関係者へ要請した。

- 当該生産品は出荷前に検査しており市場等へ流通していないため、回収等は生じなかった。
- 引き続き、露地栽培の原木しいたけについて、出荷前の検査を徹底し、暫規制値を超える生産物が流通しないようにした。

## 5 水産関係の対応状況

### (1) 放射能検査体制の強化

国の暫定規制値を超えた水産物を市場へ流通させないため、平成23年4月27日から東北大学の協力により県内で水揚げされる水産物の放射能検査（精密検査）を開始した。さらに、9月15日からは水産庁事業により精密検査を行うとともに、平成24年1月19日からは県産業技術総合センターでも水産物の精密検査を開始した。

一方、精密検査以外にも産地魚市場におけるスクリーニング検査を徹底させるため、平成23年10月に県内5カ所の主要産地魚市場（気仙沼、志津川、女川、石巻、塩釜）に簡易放射能測定器を導入し、魚市場による自主検査体制の強化を図った。

その結果、平成24年3月31日まで継続して行ってきた水産物の検査からは、それまでの暫定基準値である放射性セシウム濃度が500Bq/kgを超える値は検出されなかった。



写真 簡易検査の状況

#### ア 簡易測定器の検査体制

簡易測定器の検査体制は、下記のとおり定め対応した。

##### (ア) 測定器設置場所

簡易測定器の設置場所は県内の主要となる5つの産地魚市場とする。

（塩釜魚市場、石巻魚市場、気仙沼魚市場、女川魚市場、南三陸魚市場）

##### (イ) 検査者

検査は市場開設者（市町村等）または、産地魚市場職員が行うものとする。

検査者は機器の取扱方法、検査方法に関して事前に講習・説明会に参加し、それらを熟知した者に限るものとする。

##### (ウ) 検査結果の公表取扱

国が定めるセシウムの暫定規制値は500Bq/kgである。スクリーニングの基準値は厚生労働省が示す値とする。

a 検査結果が基準値を超えた場合には、検体名や採取地、測定結果等の基本データを



写真 魚市場に設置された簡易検査器

直ちに県に報告し、当該検体を県が指示する検査機関に送付し、精密な検査を行う。

- b 検査結果が基準値以下の場合には、検査当日分をとりまとめのうえ、翌日までに県に報告する。

なお、aの精密検査の結果は県のホームページ等で公表する。

また、産地魚市場が、検査結果を印字等により検査結果証として提供することは水産庁の見解の結果、差し支えないものとした。

(エ) 検査結果の証明方法

当該簡易測定器による検査結果については、証明行為に使用できるものではない。

(オ) 検査計画

- a 検査実施日及び時間帯：船による水揚げ等の状況に対応する。

- b 月ごとの検体数：約300検体

(内訳：3検体/日×5日/週×4週×5市場=300検体)

- c 1日あたりの検査点数：15検体

(内訳：3検体×5市場=15検体)

- d 検査対象品目：

市場開設者または産地魚市場が、各市場に水揚げされる主要な魚種を中心に、買受人組合等流通業者の依頼も考慮し、総合的に判断して選定する。

(カ) その他

宮城県産水産物の信頼性向上のため、県による放射能検査は簡易測定器導入後も継続することとする。

(2) 新基準値への対応と宮城県水産物放射能対策連絡会議の設立

平成24年4月1日以降、放射性セシウムの規制が強化されることとなり、その新基準値である100Bq/kg設定への対応が必要であったことから、平成24年2月以降関係機関と協議を重ね、平成24年3月23日に水産関係団体が一堂に会した「宮城県水産物放射能対策連絡会議」を設立し、放射性セシウム濃度が100Bq/kgを超える水産物を市場に流通させないための検査・管理体制を構築した。

その後、平成24年3月29日に開催された第2回宮城県水産物放射能対策連絡会議において、本県の水産物では初めてとなるスズキ(仙台湾北中部海域及び南部海域)の水揚自粛が決定した。

ア 新基準値を超える水産物を流通させないための取組方針について

海産水産物(養殖物を除く)は出荷前検査が困難であることから、本県水産物の安全・安心を確保するため、新たな基準値である放射性セシウム濃度100Bq/kgを超える水産物を市場に流通させないための次の取組を実施した。

(ア) 検査体制の強化

本県沖合海面を7つの海域に区分し、本県の主要水産物や国の考え方に基づいた、50Bq/kgを超えたことのある水産物等についての、毎週おおむね100検体の検査(ゲルマニウム半導体検出器による精密検査)。

(イ) 検査結果を踏まえた対応

宮城県水産物放射能対策連絡会議による、隣県での検査結果も踏まえた、水産物の水揚自粛措置などによる万全の対策。

- (ウ) 水産庁の指導に基づく生産水域名表示の徹底。
- (エ) これらの取組について積極的なアピール。

参考 宮城県水産物放射能対策連絡会議資料

### 1. 4月1日以降に向けた基本的考え方

**基本的な考え方**

出荷前検査が困難であることを踏まえ、放射性セシウム濃度が100ベクレル/kgを超える水産物を市場に流通させないための検査体制・管理体制を構築することが必要

このため、以下の取組を実施。

- (1) 国の考え方を踏まえ、検査体制を強化
- (2) 宮城県水産物放射能対策連絡会議を設置し、必要に応じて水揚自粛措置などを実施。
- (3) 水産庁の指導に基づく生産水域名表示の徹底
- (4) これらの取組について、積極的にアピール

### 2. 検査体制の強化について

本県沖合海面を7つの海域に区分し、本県の主要水産物や、国の考え方で示された50ベクレル/kgを超えたことのある水産物については、隣県での検査結果も踏まえ、原則として週1回、概ね100検体をゲルマニウム半導体検出器による精密検査を実施する。

国の考え方とは  
原子力災害対策本部が3月12日に改正された「検査結果、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」

### 3. 検査体制の強化について ②

**検査海域について**



**検査対象区域(週当たりの検体数)**

- ①三陸沿岸宮城北部海域(15検体)
- ②三陸沿岸宮城南部海域(15検体)
- ③仙台湾北中部海域(15検体)
- ④仙台湾南西部海域(15検体)
- ⑤金華山以北沖合海域(15検体)
- ⑥金華山以南沖合海域(15検体)
- ⑦太平洋沖合海域(5検体)

毎週、各海域ごとに検査(合計95検体以上)を実施。

### 4. 宮城県水産物放射能対策連絡会議の設置について

新たに、宮城の水産関係団体が一堂に会した「宮城県水産物放射能対策連絡会議」を設立し、水揚げから流通・加工に拘わる業界が一体となり、本県水産物の安全・安心を確保するため、検査結果等を踏まえて適切な対応(水揚げ自粛措置など)を講ずる。

○構成員:産産団体(JFみやぎ等沿岸漁業協同組合、養殖漁業協同組合)、産地魚市場協会、流通対策協議会、県

○協議事項:検査結果を踏まえた水揚自粛などの検討  
水揚自粛措置の解除などの検討  
放射能対策、損害賠償などの情報共有

### ■ 食品の新たな基準値の設定について(1)

○ 暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されていたが、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制値で許容していた年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げた。

○放射性セシウムの暫定規制値※1      ○放射性セシウムの新基準値※2

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

(単位:ベクレル/kg)

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定      ※2 放射性ストロンチウム、プルトニウムを含めて基準値を設定

### ■ 食品中の放射性物質に関する検査計画(2)

	福島県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県			青森県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県		
	>50ベクレル/kg 市町村	主要産地の市町村	その他の市町村	>50ベクレル/kg 市町村	主要産地の市町村	その他の市町村
>100ベクレル/kg	3検体以上	3検体以上	1検体以上	3検体以上	1検体以上	1検体以上
50~100ベクレル/kg	3検体以上	1検体以上	-	3検体以上 (注)	1検体以上 (注)	-
牛肉	農家毎に3か月に1回			3検体以上	1検体以上	1検体以上
乳	クーラーステーション単位で週1回			検出状況を考慮して1~2週に1回		
内水面魚	週1回程度			過去の検査結果を考慮して設定		

(注)50ベクレル/kgを超える放射性セシウムを検出した都県を対象とする。

	福島県、宮城県、茨城県	岩手県、千葉県
海産魚	週1回程度	過去の検査結果を考慮して設定

▲平成24年3月23日の国のプレスリリース資料の一部

### 第3節 各種対策等による支援状況

#### 1 損害賠償に関する取組状況

##### (1) 農林畜産関係の損害賠償請求に向けた取組状況

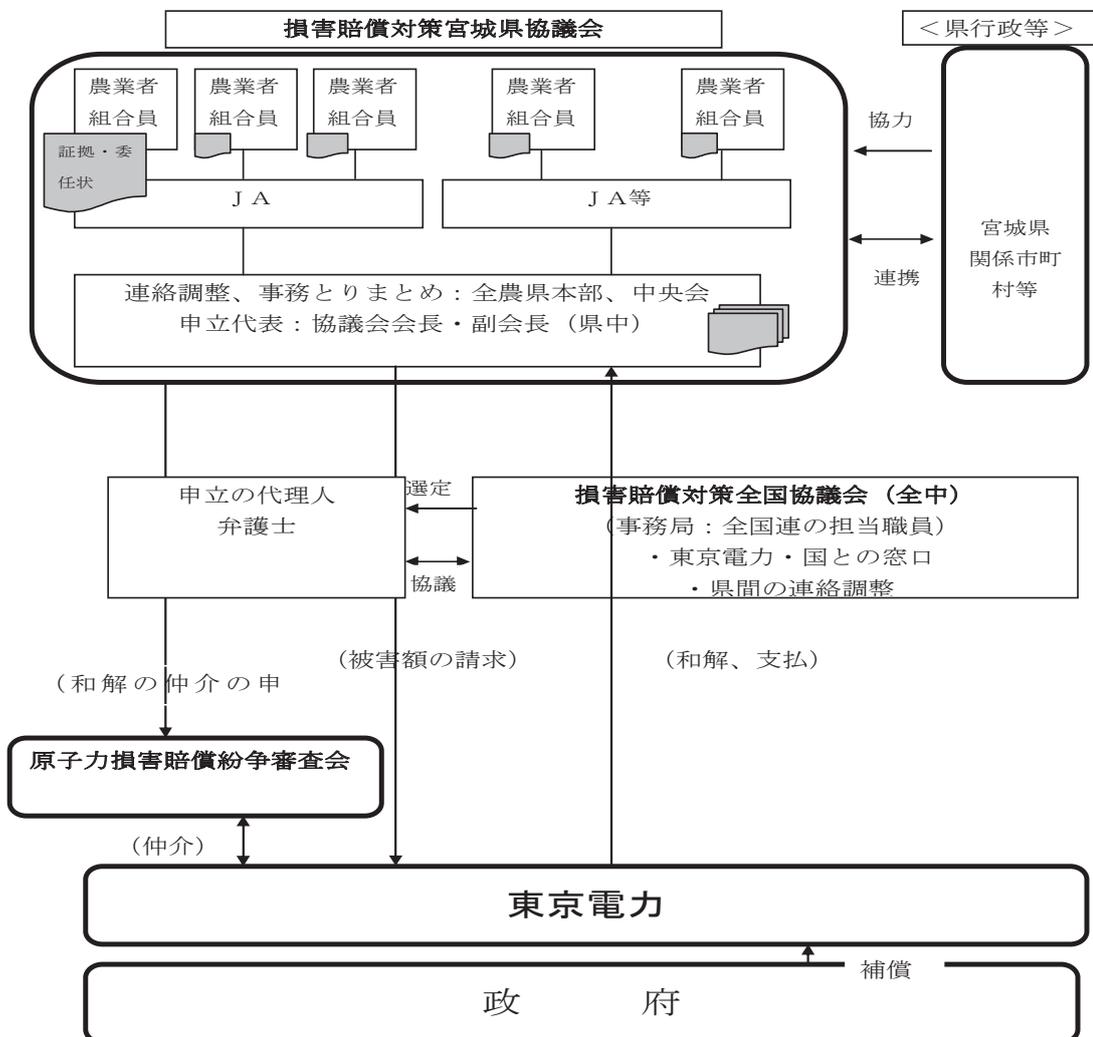
ア JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会の対応

(ア) JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会の設置

農林畜産物の東京電力株式会社に対する賠償請求については、農業者等の支給を県単位で一括して行うよう、請求等の窓口となるJAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会（以下「JA損害賠償宮城県協議会」と記載）が平成23年6月13日に宮城県農協中央会に設置された。構成は、県内各JA、みやぎの酪農組合、宮城県酪農組合等である。

損害賠償の仕組みは下記のとおり。

#### <農林畜産物の損害賠償の仕組み>



※和解できない場合、別途裁判

資料出典：損害賠償対策宮城県協議会設立総会資料（JA 県中央会）

(イ) J A 損害賠償宮城県協議会での損害賠償請求額及び受理額の状況

被害額の請求は、農業者等の営農・生活の継続を維持するため、一月単位で請求しており、平成23年8月から延べ7回、76億円余りの請求を行い、平成24年3月31日までに約30億円の賠償金を受領している。請求種別及び受領額等については、下表のとおりである。

(J A 損害賠償宮城県協議会総会資料により作成。)

表 J A グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会損害賠償請求額及び受理額の状況

【単位：百万円】

請求種別 請求区分	出荷停止に伴う肉牛の損害		廃用肥育牛の価格下落等の損害		廃用牛の価格下落等の損害		子牛の価格下落等の損害		牧草の廃棄等に係る損害		稲わら等給与自肅等に係る損害		野菜・園芸作物に係る損害		米の放射性物質検査費用		原木しいたけの出荷停止等に伴う損害		合計	
	請求	受領	請求	受領	請求	受領	請求	受領	請求	受領	請求	受領	請求	受領	請求	受領	請求	受領	請求	受領
第一次請求 (8月31日)									219	219			4						223	219
第二次請求 (9月30日)	324	267							34	34			1						359	301
第三次請求 (11月15日)	1,850	1,665							88	88									1,938	1,753
第四次請求 (12月15日)	748	657					162		18	18	18								946	675
第五次請求 (1月31日)	1,314						88		19	19	68								1,489	19
第六次請求 (2月24日)	1,203		6		25		76		21		24			10					1,365	0
第七次請求 (3月30日)	765		37		94		54		45		31						299		1,325	0
合計	6,204	2,589	43		119		380		444	378	141		5	10		299		7,645	2,967	

イ J A 損害賠償宮城県協議会以外の対応

J A 損害賠償宮城県協議会をとおした賠償請求を行わない農家等からの相談等については、平成 23 年 4 月 8 日付けで各地方振興事務所農業（林）振興部・農業改良普及センターへ設置した東日本大震災営農生活相談所に対応することとし、平成 24 年 3 月 16 日付けで各農業改良普及センター所長あて通知し対応した。

(参考資料)

(メール施行)

農 振 号 外  
平成 2 4 年 3 月 1 6 日

各農業改良普及センター所長 殿

農 業 振 興 課 長  
(公 印 省 略)

東日本大震災営農生活相談所において放射能損害賠償を含む相談を受けた場合の  
取扱いについて（通知）

このことについて、「J A グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会」をとおした賠償請求を行わない農家等から相談を受けた場合の対応事項を作成しましたので、相談対応について万全を期すようにお願いします。

記

1 損害賠償に対する農林水産部の対応について

農林水産関係団体を通して放射能汚染や風評による被害状況の把握に努めるとともに、被害を受けた農林漁業者からの相談に対しては、損害賠償の仕組みや請求先等の情報提供を行い、損害賠償請求がスムーズに進むよう市町村や関係団体等と連携しながら対応していくこととしています。

2 東日本大震災営農生活相談所での対応について

東日本大震災営農生活相談所の設置要領に鑑み、放射能汚染や風評被害による損害賠償を含む営農全般に関わる相談に対して、相談所は**営農・生活相談カード（様式 1）に経営内容・概要等を記録し、直ちに農業振興課へ報告するもの**とします。

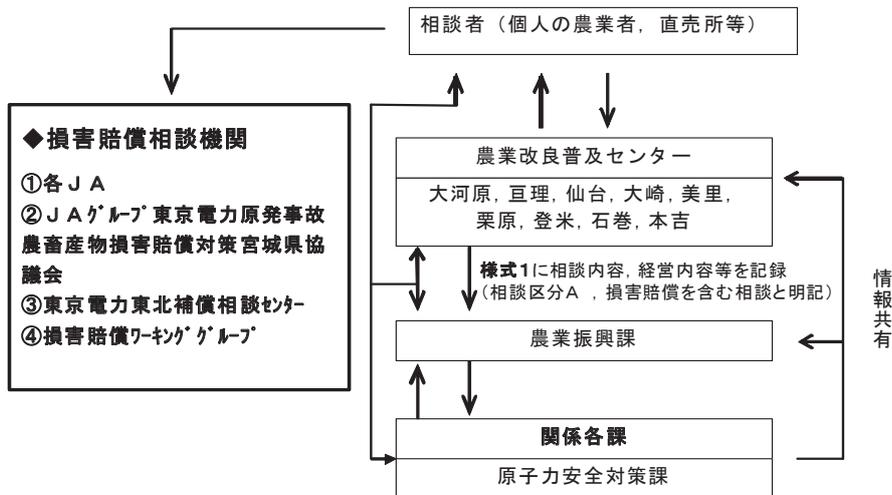
3 相談内容への対応について

農業振興課では、農業者が求める損害賠償の内容に応じて関係各課と協議し、最も適切な相談先を紹介します。相談者への連絡は、普及センターと相談し県庁担当課から直接、あるいは普及センターを通じて行います。

4 損害賠償を含む相談に対するフロー図

別紙のとおり

< 損害賠償を含む相談に対するフロー図 >



様式 1

営農・生活相談カード

対応者	農業振興部	年 月 日
相談者	相談方法 1.電話 2.面接 3.メール 4.他 ( )	
	氏名 (男・女)	
	住所	
	電話番号	
	職業 1.農業 2.農業関連産業 3.関係機関 4.その他	

相談区分	相談内容	指導事項
A 生産技術・経営関係		
B 営農資金関係		
C 農業機械・施設関係		
D 米の生産調整, 水田利活用関係		
E 農業法人等への就労関係		
F 移転営農関係		
G 農地の利用関係		
H 畜産関係		
I 農地整備関係		
J 除塩対策関係		
K 関連制度・事業関係		
L その他		

処理経過 [ 済み ・ 継続 ]

1. 部で継続指導
2. 市町村と連携
3. JA等関係団体と連携
4. 県庁各課と連携

ウ 畜産関係の損害賠償請求に向けた取組状況

畜産農家への損害賠償については、放射性物質の暫定許容値を超える牧草が確認されたことによる代替粗飼料に対する損害賠償が必要となり、また、放射性物質に汚染された稲わらを給与したことに起因する肥育牛、子牛等の出荷停止・遅延で損失を被ったことに対する損害賠償が必要となった。

このことに対し、JA損害賠償宮城県協議会の損害賠償への取組が円滑に実施できるよう、被害額を確定するための標準的な被害額の算出基礎等を、県農協中央会と調整を図りながら、畜産関係の各項目について、以下のとおり取りまとめを行った。

(ア) 牧草

a 代替粗飼料購入代金

平成23年産保管牧草

損害賠償請求額＝代替粗飼料購入代＋(汚染牧草在庫数－購入代替粗飼料数)  
×49円/kg

b 処理・埋設経費

損害賠償請求額＝平成23年産牧草等在庫数×10.3円/kg

c 増嵩経費

かかり増し経費は実額とする。

d 値上がり経費

損害賠償請求額＝(当年度価格/kg－前年度価格/kg)×購入数

(イ) 肉用牛

a 和牛

① 家畜評価

○ 家畜評価は1日当たりの生産費により行う(宮城県農林水産統計年報等により算出)。

○ 導入価格及び導入月齢が不明な場合は1頭1日当たりの基準単価(生産費÷肥育期間)により行う。

○ 家畜評価可算事項として、和牛の血統を3段階にランク分けし上位2ランクに可算

Aランク：76千円 (A5-A3)×枝肉重量(出荷時生体重×枝肉歩留)×育種価Aランク率

Bランク：51千円 (A4-A3)×枝肉重量(出荷時生体重×枝肉歩留)×育種価Bランク率

Cランク：0千円

① 銘柄牛等付加価値の加算 50千円/頭

② 出荷基準月齢 30.2ヶ月齢

b 乳オス

① 家畜評価

○ 家畜評価は1日当たりの生産費により行う(宮城の統計データが未公開であるため、東北のデータを準用により算出)。

○ 導入価格及び導入月齢が不明な場合は1頭1日当たりの基準単価（乳オスセリ市場におけるスモール価格過去5年間の平均価格等を参考）により行う。

② 出荷基準月齢 22ヶ月齢

c 交雑種

① 家畜評価

○ 家畜評価は1日当たりの生産費により行う（宮城県農林水産統計年報等により算出）。

○ 導入価格及び導入月齢が不明な場合は1頭1日当たりの基準単価（交雑種セリ市場におけるスモール価格過去5年間の平均価格等を参考）により行う。

○ 家畜評価可算事項として、和牛の血統可算額の半額を可算する。

Aランク：38千円

Bランク：25.5千円

Cランク：0千円

② 出荷基準月齢 25.8ヶ月齢

d 短角牛

① 家畜評価

○ 家畜評価は1日当たりの生産費により行う（宮城県における実績がないため、岩手県のデータを準用により算出）。

○ 導入価格及び導入月齢が不明な場合は1頭1日当たりの基準単価（岩手県のデータ等を参考）により行う。

② 出荷基準月齢 27.9ヶ月齢

(ウ) 子牛

a 価格下落率の算定

下落率 = 当年度当該月平均販売価格 ÷ 過去3カ年平均当該月販売価格

b 加算

① 黒毛和種（去，雌）

損失額 = 実販売額 ÷ 下落率 - 実販売額 + 血統加算相当額

血統加算

Aランク：25千円

(肉牛出荷価格 × 子牛出荷月齢 ÷ 肉牛出荷月齢歩留) = 24.0千円 ≒ 25千円)

Bランク：16千円

(肉牛出荷価格 × 子牛出荷月齢 ÷ 肉牛出荷月齢歩留) = 15.9千円 ≒ 16千円)

② 交雑種（去，雌），乳雄スモール

損失額 = 実販売額 ÷ 下落率 × 同月平均伸び率 - 実販売額

③ 交雑種・乳雄子牛

損失額 = 当該月全国平均 × 平均上回り率 - 実販売額

(エ) 稲わら

a 汚染された稲わらの購入代

自家使用等を目的として購入した汚染稲わらの代金

b 代替購入粗飼料等購入代

自家生産稲わらが汚染され使用できず、代替として粗飼料を購入した代替粗飼料の購入代

c 販売できなかった稲わらの額

販売を予定していた稲わらが汚染により販売出来ないため、その販売額相当額を損害賠償請求する。

d 処理・埋設経費

損害賠償請求額＝平成23年産汚染稲わら在庫数×10.3円/kg

e 増嵩経費

かかり増し経費は実額とする。

(オ) 廃用肥育

肉牛の考え方を準用し、損害賠償請求額を算定する。

- ① 家畜評価は肉牛の生産費を準用する。
- ② 導入については、廃用肥育として導入した牛購入価格及び関係経費を計上する。
- ③ 肉牛で計上した血統加算と銘柄加算は、計上しない。
- ④ 営業損害については、所得を把握する統計資料が確認できないことから計上しない。
- ⑤ ビタミン剤等衛生費については、経費実額を計上する。

(カ) 廃用牛

a 価格下落（いわゆる風評被害）に係わる損害賠償

- ① 仙台中央食肉卸売市場の3カ年平均との価格差を損失額とする。

和牛：723円/kg      交雑：599円/kg      乳牛：398円/kg

- ② 出荷する前に死亡した場合は、3カ年平均1頭当たりの単価を損失額とする。

和牛：217,115円/頭      交雑：197,238円/頭      乳牛：125,924円/頭

b 出荷停止による増嵩経費

- ① 長日数の算出方法

搾乳牛：販売日－最終分娩日後8ヶ月を経過した日（7月20日以降）

繁殖牛：販売日－最終分娩日後4ヶ月を経過した日（7月20日以降）

共通：販売日－予後不良診断日（7月20日以降）＝延長日数

- ② 品種別単価

搾乳牛：734円/頭/日      繁殖和牛：789円/頭/日

c 営業損害の算定方法

- ① 1頭あたりの所得

搾乳牛：352,879円/頭/年      繁殖和牛：235,019円/頭/年

- ② 営業損害算出

搾乳牛：352,879円/頭/年 × D/365      (=967円/頭/日)

繁殖和牛：235,019円/頭/年 × D/365      (=644円/頭/日)

※Dは延期した日数

d 生体販売による損害賠償

損害賠償請求額＝実質販売÷下落率－実販売額

(2) 林産関係の損害賠償請求に向けた取組状況

ア 賠償説明会の開催

東京電力に対する原木しいたけ等の損害賠償請求を円滑に進めるため、賠償説明会をコーディネートした。

名 称	開催日	場 所	人数	対象者	主催
JA登米東電補償説明会	H24. 2.15	登米市	14	JA,生産者	登米地域事務所
森林組合放射性物質賠償説明会	H24. 3. 9	仙台市	7	森組,連合会	林業振興課
		計	21		

イ 現地指導・地元説明会

放射性物質の影響による出荷制限や東京電力の賠償請求の状況について、地域の生産者や関係機関を対象に、林業振興課及び各地方振興事務所の主催により、現地指導及び説明会を開催した。



表 現地指導及び説明会開催一覧

名 称	開催日	場 所	人数	対象者	主催
きのこ原木調査伐採指導説明会	H23. 8. 4	川崎町・丸森町	7	森組	大河原地方振興事務所
山菜・きのこ放射性汚染研修会	H23. 9. 8	大崎市	30	生産者,直売所	北部地方振興事務所
特産・放射性物質研修会	H23. 9.30	大崎市	86	生産者,直売所	林業振興課
しいたけ原木伐採指導説明会	H23.11.11	白石・角田・丸森	4	生産者,市	大河原地方振興事務所
放射性物質対策会議	H23.12.21	白石市	12	生産者,市	〃
原木しいたけ放射能説明会Ⅰ	H23.12.14	登米市	15	生産者,市	登米地域事務所
舞茸放射性物質対策説明会	H24. 1.16	〃	10	生産者	〃
原木しいたけ放射能対策説明会	H24. 2. 8	仙台市	8	JA仙台椎茸部会	仙台地方振興事務所
原木しいたけ放射能説明会Ⅱ	H24. 3.21	登米市	24	生産者,JA	登米地域事務所
			196		

(3) 水産関係の損害賠償請求に向けた取組状況

平成24年1月27日に、宮城県漁業協同組合では、春漁の主力の一つである仙台湾のメロウドすくい網漁業（平成23年11月と平成24年1月に検査を実施した結果、61Bq/kg, 19Bq/kgではあったが、買い手がつかないことを懸念）の操業自粛を決定した。漁協では東京電力に対する損害賠償請求を求めることとした。

なお、平成24年4月1日から、規制値の見直しが行われることから、平成24年2月以降、漁協、漁業者等に対する説明会等が頻繁に開催された。

- 平成24年2月1日 県漁協、沖底組合に対し、規制値の見直しについて情報提供し、今後の検査体制の強化、区域の細分化について協議
- 平成24年2月3日 県小型底びき網漁協に対し、同上の内容を説明

平成24年 2月14日	漁業者説明会の開催（約120名参加）
平成24年 2月25日	産地魚市場協会，流通対策協議会役員に対し規制見直し等説明
平成24年 2月28日	内水面漁連，漁協に対し，規制の見直し等を説明
平成24年 3月 5日	漁業者説明会の開催（損害賠償対策含む）

## 2 風評被害による影響と対策

### （1）風評被害に関する経過等

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴い，周辺県を中心に農林水産物の風評被害が発生した。本県においても，震災直後に，野菜の市場価格が大きく下落するなど，風評による影響が見られており，平成23年5月の牧草の給与自粛，7月28日に汚染稲わらを給与した肉牛の出荷制限指示が出されたことから風評被害が広がっていき，11月に野生きのこで出荷自粛が行われ，平成24年1月から3月にかけては，相次いで原木しいたけ（露地栽培）に出荷制限指示が出されたことから，風評による被害が拡大していったと考えられる。

また，平成24年2月21日には，宮城県中小乳業原発事故損害対策協議会から県議会に対して，宮城県の中小乳業事業者への適切な賠償に関する請願書が提出されるなど，本県産農林水産物を原材料としている加工流通業等へも影響が出ている。

なお，平成23年8月5日に国の原子力損害賠償紛争審査会が示した「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」では，本県風評被害については，牛肉・牛肉加工品等だけが対象となっていた。そのことから，風評被害にかかる請求にあたっては，請求者が原発事故との相当の因果関係を示す必要があり，被害者に多大な負担を強いることとなっていた。

### （2）主な品目毎の風評による影響

#### ア 牛肉

原発事故後に収集した稲わらを給与した県産牛肉から暫定規制値（500Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出され，平成23年7月28日，原子力災害対策本部長から「牛の出荷制限」が指示された。その後，県が飼養管理指導を徹底した上で「出荷・検査方針」を策定して検査体制を整える旨の解除申請を提出し，8月19日に一部解除が認められた。

出荷制限一部解除後，飼料の給与状況に応じ出荷対象を順次拡大し，出荷頭数は，ほぼ例年並みに回復した。東京食肉卸売市場における本県産牛の枝肉価格は，出荷再開直後は全国平均価格を大きく下回っていたが，全体的には徐々に全国平均に近づいている。

しかし，これまで全国平均よりも100円以上高かったA5クラスの回復が遅れており，また，A4クラスが依然として全国平均を下回っているなど，風評による影響がでている。

#### イ 野菜等

震災直後の平成23年3月に一時，風評等により市場価格の下落が見られた。その中で，平成23年3月24日から3月27日までに出荷した，ほうれんそう，小松菜，かぶ，春菊，等については，大幅な価格下落が見られたため，JAグループ損害賠償協議会では東京電力に対し損害賠償請求を行ったが未払いのままである。

## ウ きのこ，山菜類

野生きのこや露地栽培による原木しいたけ等の出荷制限指示が相次いでいることから、施設栽培や菌床しいたけでも販売が低迷している。きのこ類全般に加え、直売所等では山菜類全般の販売にも影響している。

## エ 水産

東日本大震災により魚市場や流通加工施設は壊滅的な被害を受けたが、平成23年7月上旬までに主要市場は再開し、10月までには製氷、冷蔵、冷凍能力は一定程度回復した。その結果、魚市場における水揚げも、9月以降増加し、平成24年1～4月期には平年の70%まで回復している。北部太平洋や金華山三陸沖の広範囲で漁獲されるカツオ、サンマ、マグロ、カジキ、サメ類について、サメ類以外の月別平均価格は平年を上回っているが、サメ類は平年より10～20%減少していた。

一方で、本県の沿岸・沖合で漁獲され本県漁業者の主要魚種であるタラ類、イカ類、ヒラメ・カレイ類については、イカ類を除き、月別平均価格の減少が顕著で、タラ類、イサダなど例年の50%に満たないものもあった。この傾向は平成24年1月以降顕著で、県内全ての市場において同様な傾向にある。出荷制限の対象となっていない魚種でもイサダは、本県産というだけで養殖エサとして使えないとして、大手取引先から購入を断られている。水産加工品の販売取引の減少、遊漁船業の営業にも影響が出ている。

## オ その他

学校給食での取り扱い中止や食品3業者の輸出中止、仙台港から輸出される農水産物の取扱量が落ち込むなどの影響が出ている。

## (3) 風評被害の払拭に向けた取組（詳細については、第8章参照）

ア 放射能検査体制の強化を図り、検査結果は、マスコミを通じて速やかに公表するほか、県のホームページにも掲載するなどして、安全安心の確保に努めた。

イ 県産品の販売促進を図るため「県産農林水産物等イメージアップ推進事業」等によるPR活動や、「みやぎの「食」ブランド再生支援事業」により、風評被害を受けた農林水産物のブランド食材の支援に取り組んだ。

## 3 放射性物質濃度の低減、除染対策等への取組

## (1) 農畜産関係

## ア 普及指導員研修会【農業振興課】

現場段階で農業者等からの放射線が土壌や農作物に及ぼす影響等の問合せに対応するため基礎的知識の習得を目的とした普及指導員研修を平成24年8月29日に開催した。

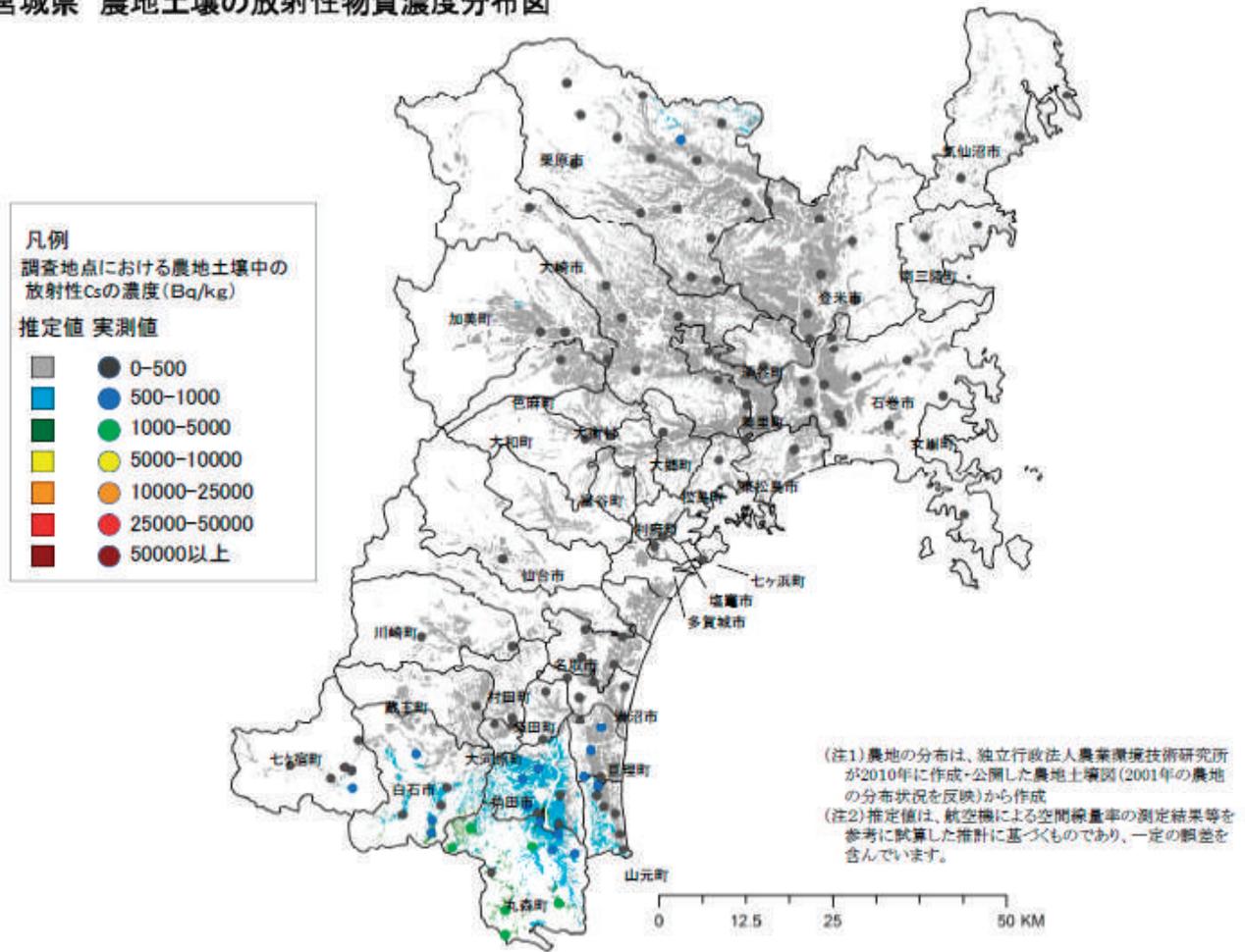
## イ 農地の放射性物質分布状況調査

【農産園芸環境課，農業・園芸総合研究所，古川農業試験場，畜産試験場】

(ア) 農業・園芸総合研究所及び古川農業試験場は、農業改良普及センターと協力して農地における放射性物質濃度を調査するため、県内34市町村（塩竈市を除く。）の農地の土壌採

取を行うとともに、同地点の空間線量率の測定を実施した。採取した土壌の放射性物質の測定（ゲルマニウム型半導体検出器による測定）は農林水産省が行い、平成23年8月30日に宮城県を含む6県の農地土壌の放射性物質濃度分布図を公表し、さらに、15都県の分布図（下図参照）が平成24年3月23日に公表された。

**宮城県 農地土壌の放射性物質濃度分布図**



[調査期間 平成23年7月15日～22日，調査点数 51地点]

- 平成23年7月15日 名取市・岩沼市・亘理町・山元町（農園研），多賀城市・利府町・七ヶ浜町・松島町・大和町・富谷町・大郷町・大衡村（古試）
- 平成23年7月19日 仙台市（農園研），大崎市・加美町・色麻町（古試）
- 平成23年7月20日 栗原市・大崎市・美里町・涌谷町（古試）
- 平成23年7月21日 白石市・角田市・七ヶ宿町・丸森町（農園研），登米市・石巻市・東松島市・気仙沼市・南三陸町・女川町（古試）
- 平成23年7月22日 大河原町・蔵王町・村田町・柴田町・川崎町（農園研）

[調査期間 平成23年11月28日～平成23年12月13日, 調査点数 122地点]

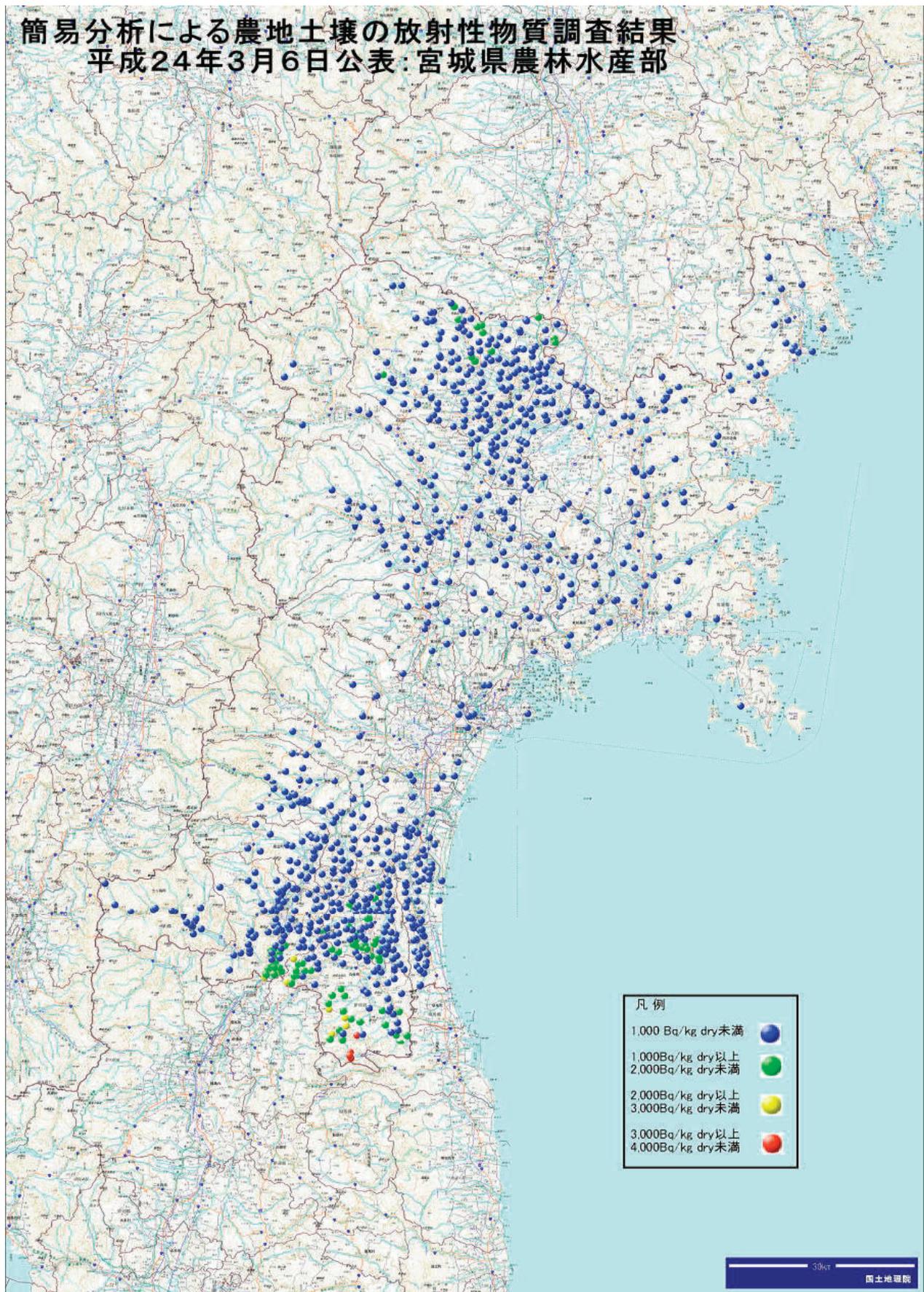
平成23年11月28日	角田市・蔵王町（農園研），栗原市（古試）
平成23年11月29日	七ヶ宿町（農園研），栗原市（古試）
平成23年11月30日	丸森町（農園研）
平成23年12月1日	丸森町（農園研），大崎市・美里町・涌谷町（古試）
平成23年12月2日	白石市（農園研），気仙沼市・南三陸町（古試）
平成23年12月5日	大河原町・村田町・柴田町・川崎町（農園研），石巻市（古試）
平成23年12月6日	名取市・岩沼市・亘理町（農園研），石巻市・東松島市・女川町（古試）
平成23年12月7日	亘理町・山元町（農園研），大崎市（古試）
平成23年12月8日	登米市（古試）
平成23年12月9日	加美町・色麻町（古試）
平成23年12月12日	仙台市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町（農園研）
平成23年12月13日	大和町・富谷町・大郷町・大衡村（農園研）

(イ) 平成24年度に県内で作付けされる農産物の安全性を確保するため、農地土壌の放射性物質の調査を実施した。農地土壌の採取は各農業改良普及センターが行い、農業・園芸総合研究所，古川農業試験場及び畜産試験場に設置したNaIシンチレーション検出器により放射性セシウム濃度を測定した。

調査期間は平成23年12月14日から平成24年2月末まで、調査点数は874点であった。農業・園芸総合研究所と古川農業試験場は地域を分担し、畜産試験場は草地の土壌を測定した。結果については、平成24年3月6日に測定値の一覧と分布図（次ページ図参照）を公表した。（宮城県農林水産部）



写真 水田土壌の採取（大崎普及センター）



[調査期間] 平成23年12月14日から平成24年2月末まで

[調査点数] 宮城県内の農地土壌874点

[調査地域] 空間放射線量率等を基準に、県独自に3つの調査地域を市町村ごとに設定。

- 最重点地域：5市町（白石市、角田市、七ヶ宿町、丸森町、山元町）  
おおむね耕地面積50haにつき1点調査
- 重点地域：9市町（蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、亘理町、岩沼市、栗原市、気仙沼市）おおむね耕地面積100haにつき1点調査
- 一般地域：21市町村（最重点及び重点地域以外の県内市町村）  
おおむね耕地面積500haにつき1点調査

[主な測定対象地域（塩竈市を除く。）]

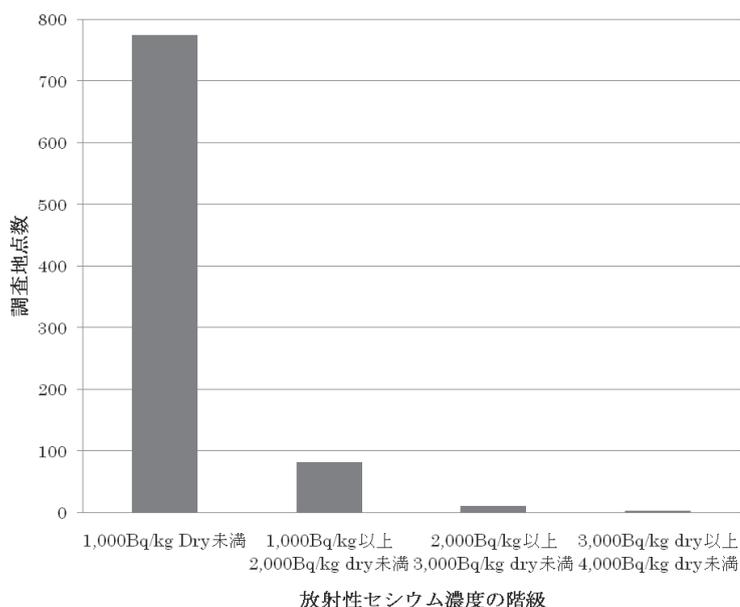
- 農業・園芸総合研究所 — 仙台市、白石市、角田市、多賀城市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村
- 古川農業試験場 — 石巻市、気仙沼市、名取市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、亘理町、山元町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町

[結果]

県内の農地土壌における放射性セシウム濃度は、濃度別では、1,000Bq/kg未満が全体の88.8%、1,000Bq/kgから2,000Bq/kg未満が同9.5%、2,000Bq/kgから4,000Bq/kgが同1.7%という結果となり、稲の作付け制限の基準である、土壌中放射性セシウム濃度の上限値5,000Bq/kg<sup>\*</sup>をすべて下回った。<sup>\*</sup>「稲の作付けに関する考え方（平成23年4月8日付け原子力災害対策本部公表資料）」

なお、放射性物質の濃度マップ、測定値詳細等については農産園芸環境課のホームページ([http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noen\\_kan/radio-soil.html](http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noen_kan/radio-soil.html))を参照。

農地土壌の放射性物質濃度別の調査地点数



ウ 農産物の放射性物質吸収抑制技術の開発【農業・園芸総合研究所，古川農業試験場】

(独)農研機構，他県公設試験研究機関と連携し，麦類及び大豆について，放射性物質移行軽減技術の開発を開始した。

また，大河原農業改良普及センターと共同で，仙南地区の園芸作物に関する放射性物質対策実証試験を開始し，さらに，大麦について放射性物質の吸収抑制技術を検討するため，同普及センターと連携し，追肥時期におけるカリ成分施用試験を実施した。

なお，農業・園芸総合研究所内に，放射能対策調査研究を実施するため，各研究部から構成するR I チームを設置した（平成23年11月22日，6人構成）。

エ 放射線量低減対策特別緊急事業（農業系汚染廃棄物処理事業）の実施【畜産課】

国は，東日本大震災復旧・復興予備費を活用し，平成23年11月14日付けで，放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱を制定し，放射性物質による汚染により農林業において利用が困難となった農林産物及びその副産物並びに農業生産資材の処理等を行うための事業を創設した。

本県においては，「稲わら」「牧草等」「堆肥」「ルートマット」「食肉」の処理等が認められ，県を含めた5事業主体の計画が認められた。

具体的には，「稲わら」について，地域内に一時保管場所を設け，保管施設の整備，再ラッピング，移動等を行った。「牧草等」については，放射性物質検査を行い，汚染濃度を確認し，確実に区分管理を進めた。「堆肥」については，フレコンバッグ等に入れ，他のものと混入しないよう隔離して，区分管理を行った。「ルートマット」については，牧草地の汚染がルートマットに起因することから，農家自身による牧草地の天地返しにより，土壌表面の放射性濃度を下げ，牧草への移行低減を進めた。「食肉」については，と畜場等において発見された汚染食肉について，他のものと区分して管理するとともに，廃棄処分を行った。

表 平成23年度放射線量低減対策特別緊急事業（農業系汚染廃棄物処理事業）の実績

事業主体名	区分	事業量	補助金額
登米市	稲わら	1, 235 t	42, 040千円
みやぎの酪農協	牧草	2, 800 t	667千円
	ルートマット	478.9 ha	139, 120千円
宮城県酪農協	牧草	1, 400 t	673千円
	ルートマット	208.9 ha	83, 885千円
全農県本部	牧草	500 t	150千円
	ルートマット	115.63 ha	31, 167千円
宮城県	稲わら	2, 400 t	190, 604千円
	堆肥	25, 000 t	99, 360千円
	食肉	0.6 t	1, 996千円
合計			589, 660千円

## オ 牧草地における草地更新による吸収抑制対策【畜産試験場】

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、本県の牧草地は放射性物質に汚染されるという大きな被害をもたらされた。

また、平成24年2月3日付けで牛用飼料の暫定許容値が100Bq/kgに引き下げられたことを受け、平成23年産保管牧草を調査したところ新暫定許容値を上回る保管牧草が確認され、平成24年産牧草も新暫定許容値超過する可能性があることから、県内のほぼ全域で草地（約13,000ha）の除染（草地更新）を行うことにした。平成23年度は、国の放射線量低減対策特別緊急事業（農業系汚染廃棄物処理事業）により800haの草地の除染を実施した。草地除染を行った草地については、生産された牧草の放射性セシウムを測定し、飼料としての給与の可否判断を行った。



写真 プラウ耕による草地除染作業



写真 草地除染（草地更新）後の草地

## カ 魅力ある農業・農村再興プロジェクトの取組【各農業改良普及センター】

農業普及組織として東日本大震災からの早期復旧と生産再開等に向けた支援を最優先に取り組むこととし、「宮城県震災復興基本方針（素案）」に基づき「魅力ある宮城の農業・農村復興プロジェクト」を最重要課題に位置付け、その中で「放射性物質対策支援」を活動事項にして、県内9か所の全農業改良普及センターで統一プロジェクトとして取り組んだ。

## (ア) 大河原農業改良普及センター

- a 放射能の風評被害を払拭するため、平成24年2月28日に白石市(ホワイトキューブ)で平成23年度仙南地域農業振興研修「いまこそ仙南農業を元気に!!」を開催した。講師には、俳優で自らも農業をしている永島敏行氏を迎え、仙南農業者に「応援のエール」をいただいた。
- b 果樹における放射性物質の除染対策研修会を平成25年1月20日に開催し、除染及び汚染防止対策技術を研修して柿の樹体高圧洗浄や粗皮削りの作業を実施した。



写真 検査用ほうれんそうのサンプリング(大河原)



写真 放射性物質の除染対策研修会(大河原)

(イ) 亶理農業改良普及センター

平成24年3月22日, 亶理地区農村生活研究グループ員30名を対象に, 放射能の基礎知識, 県の放射能検査の取り組み, セシウム吸収抑制対策についての研修会を実施した。

(ウ) 仙台農業改良普及センター

- a 平成23年4月26日に地方振興事務所, 管内市町村, 関係団体をメンバーとする「東日本大震災農業復興会議」を立ち上げ, 定期的に放射性物質対策をはじめとする農業復興対策について総合的に検討してきた(第2回平成23年7月21日, 第3回8月29日, 第4回10月25日, 第5回平成24年3月7日)。
- b 仙台地方振興事務所放射能被害対策会議を平成23年9月12日に設置し, 毎週月曜日に開催して各分野ごとの最新情報を提供し合い, 情報共有に努めた。
- c 平成23年8月, 肥料・土壌改良資材等の暫定許容値に関する情報を独自に作成し, 管内の中核農家と肥料製造業者(約300社)に配布した。
- d 平成23年8月18日, 管内市町村及びJA等関係機関担当者を招集し, 放射性物質対策に関する情報交換を実施した。特に, 米の放射性物質検査に関する意見調整により, その後のスムーズな検査実施に大きく寄与した。
- e 平成24年2月10日, JA仙田野菜生産部会で, 放射性物質の新基準に関する研修会を実施した。自給飼料に関する放射性セシウム汚染対策説明会を独自に開催(畜産農家約80人参加)した。

(エ) 大崎農業改良普及センター

- a 地方振興事務所内に農林産物等放射能被害対策本部を設置(毎週月曜日開催, 各部長で構成)し, 情報共有に努めた。
- b 農産物や水田土壌等の放射性物質調査を実施収集データを基に関係機関と連携し各市町における水稻(カリ肥料散布量の検討)や大豆(飼料米への転換), 野菜(葉



写真 加美町の米予備検査で稲を坪刈り(大崎)

たばこから野菜への転換)などの栽培計画策定支援を実施した。

- c 市町, J A担当者, 直売所運営者, 認定農業者等を対象に農産物と放射性物質に関する研修会(平成24年3月15日 J A古川直売組織説明会など)や説明会(平成23年8月17日加美郡農畜産物危害対策説明会など)を20回以上開催し, 放射性物質に係る基礎知識の周知と今後の対策等を検討した。

(オ) 美里農業改良普及センター

平成23年12月27日に J Aみどりのと協力し, 農作物のセシウム吸収抑制対策に係る農地土壌のカリ分析・施肥診断(35点)を実施した。



写真 米の放射性物質調査〔予備調査〕(美里)

(カ) 栗原農業改良普及センター

- a 水田, 畑地, 樹園地等のほ場の土壌をサンプリングし, 放射性セシウム濃度を測定して, マップを作成した。
- b 水稻及び大豆の放射性セシウム吸収抑制対策について, 資料を作成し, 栗原市, J A栗っこ等の協力により農家に配布した。
- c J A栗っこが事業主体となって実施した放射性セシウム吸収抑制対策について, 塩化カリ施用量等を支援した。
- d 大豆栽培予定ほ場の放射性セシウム濃度及び土壌分析を行い, 土壌診断表を大豆栽培農家等に配布した。

(キ) 登米農業改良普及センター

- a 旧石越町で平成23年産大豆の放射性物質測定結果が240Bq/kgと高かったため, 土壌や栽培環境等を調査・要因解析し, 生産者や J Aみやぎ登米に情報提供するとともに, 登米市や J Aみやぎ登米が取り組む汚染低減対策事業への助言と技術指導を実施した。



写真 放射能に関する関係機関職員研修会(登米)

- b 登米市と J Aみやぎ登米がそれぞれ独自に放射性物質測定装置を導入しているため, 県が実施する検査との役割分担を明確にして測定結果の情報共有等を図るための連携会議を開催(平成23年10月28日, 11月22日, 平成24年3月16日)した。
- c 放射能に関する関係機関職員研修会の開催  
放射能問題に関する基礎知識と情報を共有し, 管内農林畜産物の生産・販売対策に資するため, 平成23年7月6日に研修会を開催し, 100人余りの関係職員が受講した。

(ク) 石巻農業改良普及センター

農林水産物等への放射性物質汚染被害が懸念されるため、平成23年10月13日に東部地方振興事務所に石巻地域農林水産物等放射能被害対策本部を設置した。

当本部は、所長を本部長として全部長で構成され、下部組織として幹事会を設けており、農林水産物等の放射能汚染対策、管内関係機関・団体との連絡調整及びNaIシンチレーション検出機器の運用・検査結果の取り扱いについて、調整、情報収集、情報の共有化を図っている。

平成23年10月4日及び11月10日に幹事会、平成24年2月13日と3月26日に本部会議を開催した。

(ケ) 本吉農業改良普及センター

J A の実行組合長会議において放射性物質の基礎知識に関する研修を実施（平成24年2月8日）した。



写真 放射性物質検査の様子(石巻)



写真 放射性物質検査用牧草のサンプリング(本吉)

(2) 林産関係

ア きのこ原木（コナラ等）モニタリング調査【林業振興課】

きのこ原木については、国（林野庁）から生産・流通の当面の指標値 150Bq/kg 及び検査方法が示されている。

しいたけなどのきのこ栽培に使用する原木は、主にコナラやクヌギで翌年の栽培に向けて、例年11月頃から伐採が始まるが、きのこ栽培者や原木を伐採する業者等から原木を伐採し、きのこ栽培に利用できるのか心配だという声が多く寄せられたことから、県独自にモニタリングを実施した。



写真 きのこ原木の伐採・サンプル採取の様子

[結 果]

NaIシンチレーション検出器による簡易検査

①測定年月日 平成23年11月4日～平成23年12月22日

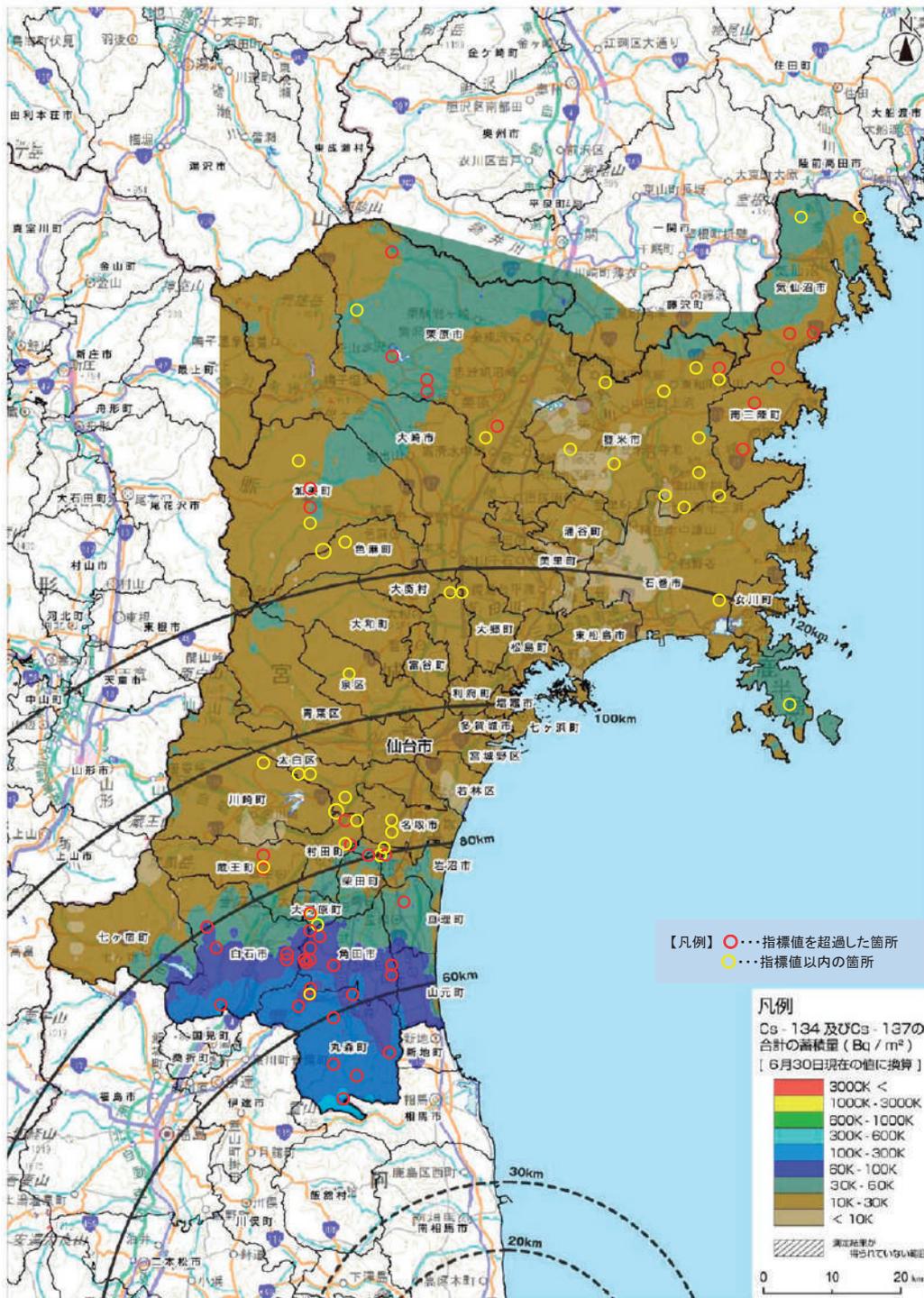
②測定結果 検査総数92点 指標値未満：47件(51%)，指標値超：45件(49%)  
最大値：2,492Bq/kg

[対応]

指標値を超えた森林の立木は、きのこ栽培には使用しないこと。また、調理加熱用の薪としての当面の指標値 40Bq/kg も超えていることから、薪としての使用もできない旨、周知した。(記者発表平成 23 年 12 月 28 日)

土壤汚染マップときのこ原木の放射性物質検査結果濃度分布図

文部科学省及び宮城県による航空機モニタリングの結果  
(宮城県内の地表面へのセシウム134、137の蓄積量の合計)



平成23年12月日現在

イ しいたけ原木等の除染効果実証【東部地方振興事務所登米地域事務所林業振興部】

しいたけ原木の除染については、浸水や高圧洗浄器などの使用事例があるが、効果の度合  
や除染の具体的な方法等の詳細が明らかにされているものがほとんど無いことから、(財)日  
本きのこセンター盛岡営業所の協力を得て、東部地方振興事務所登米地域事務所  
(H23.12~H24.2)

[場 所] 登米市内

[方 法]

① 高圧洗浄除染

供試原木2本を、半分に分割し、それぞれ高圧洗浄器による洗浄原木と無処理の原木の  
放射性物質を測定



② 流水洗浄試験

高圧洗浄の代わりに現地ホダ場近接の沢水による流水(浸水 24 時間)で除染効果を測定



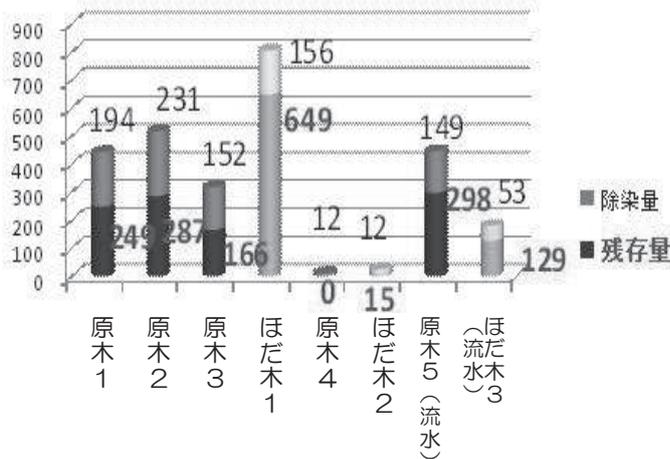
[結 果]

原木除染率 42%

ホダ木除染率 22%

[考 察]

- 原木除染は効果有り
- ホダ木は、樹皮を痛める可能性が大きく除染効果低い



## ウ しいたけ栽培における放射性物質低減化実証試験【林業技術総合センター】

## (ア) 背景

白石市、角田市、丸森町、蔵王町の露地栽培原木しいたけから暫定規制値を超える放射性物質が検出され、国の出荷制限が指示されたことや取引価格の下落や消費低迷等の風評被害によって、原木しいたけ生産者の生産意欲の減退が生じている。

また、県が実施した、きのこ原木モニタリング調査の結果、約半数の箇所のお原木がきのこ原木として利用できないことが判明していることに加え、平成24年4月から、きのこ原木の指標値が強化され、さらに厳しい栽培管理が求められる状況にある。

このため、安全な生産資材と生産環境の確保に向けて、しいたけ原木の除染及び除染した原木を用いた栽培を行い、放射性物質を低減する栽培管理技術の実証試験に着手した。

## (イ) 実証試験の目標：しいたけ原木及び環境の除染効果を確認する

- a しいたけ原木の除染効果の確認。(洗浄前後の原木オガ粉を検測する)
- b ほだ場の除染による栽培環境が改善されるかの検証。
- c 除染した原木、環境で栽培し、収穫した子実体の放射性物質の測定。
- d 除染した原木と栽培環境が収穫されるまで維持されるかの検証。



写真 原木除染の状況



写真 ほだ場へのゼオライト敷設

## [試験に供するしいたけ原木の産地]

- 県南産（大河原管内産） 40本（白石市30本，蔵王町10本）
- 県央産（センター産） 18本
- 県北産（大崎市産原木） 30本（岩出山真山産）

計88本

※ 原木50本相当は、24年秋の早出し栽培とするため、オガクズ成型種菌（KX-S055号）を使用。残本数は、通常のしいたけ種駒（KX-S055号）。

[調査期間] 平成24年3月1日～平成26年3月31日

[調査結果] 原木しいたけ栽培における放射性物質汚染の低減化の栽培技術を収集し、生産者への適切な情報提供、栽培技術の助言・指導に活用するほか、追加・継続試験の必要性を判断する基礎とする。